

第三 瓦 斯

工事は昭和二年一月、四日市町十一番地先より同町十八番地先に至る瓦斯管移設工事を最初とし、それより逐次各種工事を施行し同五年二月川口町、長崎町一丁目、銀町一丁目先に於ける瓦斯管移設工事を最終とし四件の工事を全部完了せり、而して之に要したる整理費は二千七十圓八十五錢なり、其の工事並支拂狀況を示せば左の如し。

工事進捗狀況

年 度	管 線 路		計	歩 合 %
	數 量	金 額		
大 正 十 五 年	一六・〇 <small>間</small>	三九四・七四 <small>円</small>	三九四・七四 <small>円</small>	一〇〇
昭 和 四 年	一、〇三・六	一、六七・二	一、六七・二	八
計	一、一八九・六	二、〇六一・五	二、〇六一・五	一〇〇

支拂狀況

年 度	市 負 擔	歩 合 %
昭 和 四 年	三九四・七四 <small>円</small>	一〇〇
昭 和 五 年	一、六七・二	八
計	二、〇六一・五	一〇〇

第三章 私有管線處理

本地區に於ける私有管線整理工事に關する申請書の受付は大正十四年十一月十八日より之を開始し、昭和五年三月十九日迄に全部の受付を了せり、而して工事は大正十四年十二月二十二日に著手し、それより順次建物移轉の進捗に伴ひ各種工作物の整理を爲し、昭和五年四月二十一日を以て全工事を完了したり、その申請書並整理件數は四千八百七十四件金額七萬五千四百三十三圓三十七錢にして、之を事業別に見る時は水道千六百三十一件金額三萬三千五百五十八圓二十三錢、市電六十八件金額六百五十四圓十六錢、東電二千七百七十四件金額二萬九百十三圓八十八錢、瓦斯千件金額二萬六百三十圓、電話一件金額七十七圓十錢なり、尙建物一棟當りの裝置數を見るに水道〇六九栓、電燈二・二二燈、瓦斯〇四二個計量器數なり、其の工事並支拂狀況を示せば左の如し。

第十九地區 丙 地下埋設物其他工作物整理

第十九地區 丙 地下埋設物其他工作物整理

年 度	工 事 狀 況			支 拂 狀 況			年 度
	件 數	金 額	歩 合 %	國 負 擔	市 負 擔	合 計	
大正十四年	二二	二,五九・九二	三	一,〇七五・八四	一,〇五六・三三	二,一三二・〇七	三
大正十五年	三八	四,五七・四七	六	一,〇三・七四	一〇一・八四	二,〇五・五八	一
昭和元年	二,六九	四,七五・八四	五	九,一一・三五	八,九六・〇六	一八,〇七・四一	二
昭和二年	一,六九	二,二八・九二	三	二,〇四・〇一	一,三九・六六	四,三三・六六	三
昭和三年	三	三〇・八九	一	四,六八・七一	四,四九・六三	九,〇八・三五	三
昭和四年	一	一〇・三三	一	一,〇八・六二	九六・六四	二,〇五・二六	二
昭和五年	一	一〇・三三	一	三九・一八	一五四・八四	五四・〇二	一
未 済	一	一	一	三三・四七	二,三九・四三	二,七二・九〇	一
計	四,八七	七五,四三・三七	一〇〇	二,四七五・三五	二,三九四・三三	七五,四三・三七	一〇〇

備考 △印は再設費未支拂 (撤去費は支拂済) のもの。

前記の内事業者に支拂を爲したるもの四千八百七十三件金額六萬五千七百七十六圓五十四錢にして、内國負擔二千四百七十四件金額三萬二千六百九十一圓、市負擔三千三百九十九件金額三萬三千八十五圓五十四錢なり、尙個人に現金補償したるもの九百五十五件金額九千六百五十六圓八十三錢にして、内國負擔五百六十五件金額五千六百四圓三十七錢、市負擔三百九十件金額四千五十二圓四十六錢なり、其の負擔狀況を示せば左の如し。

種 別	水 道		市 電		東 電		瓦 斯		電 話		計
	件 數	金 額	件 數	金 額	件 數	金 額	件 數	金 額	件 數	金 額	
國負擔	八三	一五,〇〇・七八	四七	二六二・三〇	一,〇八八	八,〇八〇・九〇	五六	九,二五八・〇三	一	二,四七四	三,六九一・〇〇

負擔五百六十五件金額五千六百四圓三十七錢、市負擔三百九十件金額四千五十二圓四十六錢なり、其の負擔狀況を示せば左の如し。

種別	水道		市電		東電		瓦斯		電話		計	
	件數	金額	件數	金額	件數	金額	件數	金額	件數	金額	件數	金額
事業者拂	國負擔	八三三 一五、〇九〇・七六	四七	三六一・三〇	一、〇八八	八、〇八〇・九〇	五六	九、二五八・〇二	—	—	二、四七四	三、六九一・〇〇
	市負擔	八〇八 一五、〇六五・二七	二二	一、五九・四六	一、〇八六	八、五九一・六一	四四	九、二七二・二〇	—	—	二、三九九	三、〇八五・五四
現金補償 (個人拂)	再設費補償	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	移設費補償	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合	計	一、六四一 三〇、一五五・〇五	六九	一、九〇・八四	二、一七四	一六、六七二・五五	一、〇〇〇	一八、五三〇・三三	—	—	四、八七三	五、七六六・五九
	市負擔	一、〇〇六 一、六四〇・八一	二五	一九〇・八四	三二八	二、三八五・六六	一、一六	一、三三七・〇六	—	—	五、六五	五、六〇四・三七
備考	再設費補償	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	移設費補償	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	國負擔	一八五 三、〇〇二・一八	二九	二、六〇・四〇	五〇〇	四、四二一・七七	二〇〇	二、〇九六・六	—	—	九、〇	九、五九一・七三
	市負擔	八〇八 一六、四二六・六四	二二	二、〇二〇・二	一、〇八六	一〇、四四七・三三	四八四	九、九八四・九二	—	—	二、三九九	三、七〇〇・九〇
計	一、六九三 一六、四二八・八二	五二	四、六二〇・六〇	一、一七二	一四、八六八・一〇	六八四	一二、〇八一・五二	—	—	一一、三九三	一三、二九二・六三	

備考 合計件數欄中には再設費補償件數は含まず。

第一 水道

大正十四年十一月十八日より工事施行に關する申請書の受付を開始し、昭和五年三月十九日迄に全部の受付を了せり、工事は大正十四年十二月二十三日之に著手し建物移轉の進捗に伴ひ逐次施行し、昭和五年四月二十一日を以て全工事を完了したり、その申請書並整理件數は千六百三十一件金額三萬三千百五十八圓二十三錢にして、内撤去工事のみを爲し再設工事を爲さざりしもの百八十五件金額三千二圓十八錢なり、其の工事並支拂狀況を示せば左の如し。

第十九地區 丙 地下埋設物其他工作物整理

状況を示せば左の如し。

年 度	工 事 状 況		支 拂 状 況		合 計	歩 合 %
	件 數	金 額	件 數	金 額		
大正十五年	六	五七・七三	一	一	一	一
昭和二年	三	三五・九四	七	六〇・五	一〇	一四
昭和三年	三	三二・二六	一六	一五〇・七〇	一九	三三
昭和四年	二	一九・二四	二〇	一三三・九	二二	四三
昭和五年	一	一	四	四三・〇九	六	一〇
計	十六	一六四・一六	四七	四三二・一四	六六	一〇〇

(ロ) 東 電

大正十四年十二月二日より工事施行に關する申請書の受付を開始し、昭和五年三月十四日迄に全部の受付を了せり、工事は大正十四年十二月二十八日之に著手し建物移轉の進捗に伴ひ逐次施行し、昭和五年三月十八日を以て全工事を完了したり、その申請書並整理件數は二千七百七十四件金額二萬九百十三圓八十八錢にして、内撤去工事のみを爲し再設工事を爲さざりしもの五百四十件金額四千二百四十一圓三十七錢なり、その工事並支拂狀況を示せば左の如し。

第十九地區 丙 地下埋設物其他工作物整理

五年一月二十五日を以て全工事を完了したり、その申請書並整理件数は千件金額二萬六千三百三十圓にして昭和内撤去工事のみを爲し再設工事を爲さざりしもの二百件金額二千九十九圓七十八錢なり。其の工事並支拂状況を示せば左の如し。

年 度	工 事 状 況			支 拂 状 況		
	件 數	金 額	歩 合 %	國 負 擔	市 負 擔	合 計
大正十四年	七	一四・四一	一			
大正十五年	六	一、八五・四	九			
昭和元年	五	二、四九・〇二	五	二、七八・五	二、五九・〇四	五、三六・五
昭和二年	三	七、一五・六	三	七、四二・〇三	六、六二・八七	一三、〇三・九〇
昭和三年	四	八・五三	一	七、五・三七	六、九・六五	一、四〇・〇二
昭和四年						
昭和五年				九・四	一九・六	一六・五
未 濟						
計	1,000	10,310.00	100	10,645.88	9,944.92	110,310.00
				△ 五二・六一	△ 四八・三三	△ 〇・〇四
						100

備考 △印は再設費未支拂（撤去費は支拂済）のもの。

第四 電 話

加入電話にして二回移設を要し移設費を個人に補償したるもの一件金額七十七圓十錢なり、其の工事並補償状況を示せば左の如し。

第十九地區 丙 地下埋設物其他工作物整理

第十九地區 丙 地下埋設物其他工作物整理

昭 和 三 年 計	年 度		工 事 狀 況	支 拂 狀 況		
	件 數	金 額			件 數	金 額
—	—	七・一〇	100	—	七・一〇	100
—	—	七・一〇	100	—	七・一〇	100

第四章 道路占用

本地區に於ける占用事務は大正十五年十二月十日開始し、昭和三年三月三十一日閉止の豫定なりしが建物移轉並道路工事の關係により同四年八月十五日之を閉止せり、而して同年十二月二十三日迄に臺帳

第一 要求工事

本地區に於ける要求工事は七百二十五件其の延長七千六百四十八間四二、掘鑿面坪二千四百七十一坪三一にして、之を事業者別に見るに市水道局三百六十八件其の延長二千八百六十八間九、掘鑿面坪八百八十一坪八七、市電氣局十九件其の延長二百六十五間三、掘鑿面坪百十五坪五六、東京電燈株式會社四十六件其の延長六百七十三間五六、掘鑿面坪三百十坪四四、東京瓦斯株式會社二百九十二件其の延長三千八百四十間六六、掘鑿面坪千六百六十三坪四四なり、尙之を類別すれば大掘鑿百五十七件其の延長三千五百三十三間五六、掘鑿面坪二千六百六十六坪九一、小掘鑿五百六十八件其の延長千百十四間八六、掘鑿面坪三百四坪四なり、其の事業者別許可又は承認狀況を示せば左の如し。

年	度	大掘鑿			小掘鑿			計		
		件數	延長	掘鑿面坪	件數	延長	掘鑿面坪	件數	延長	掘鑿面坪
昭和二年	市水道局	一六	七五・九〇	二八五・四六	二〇二	五九三・二六	一四八・三三	二八	一、三五〇・一六	四三三・七七
	市電氣局	一	一七・五〇	五・支	—	—	—	一	一七・五〇	五・支
	東京電燈株式會社	二六	三三三・四九	一四五・三三	—	—	—	二六	三三三・四九	一四五・三三
	東京瓦斯株式會社	四三	一、四四五・八〇	五六二・四五	二八	一〇九・一〇	五・七三	二六	二、〇五四・九〇	六二五・一八
	計	八六	三、〇九三・九六	九九二・〇八	四三〇	七〇二・三六	一〇一・〇五	八〇	三、九七九・〇三	一、〇〇二・一

昭和三年	市水道局	市電氣局	東京電燈株式會社	東京瓦斯株式會社
九	一七	三三	—	—
八七・九〇	二八・四五	三〇・五三	—	—
二六〇・二四	九四・七二	九六・七二	—	—
二四	—	—	—	—
三三三・七一	—	—	—	—
八三・四三	—	—	—	—
一三	一七	二三	—	—
一、一六一・六二	二八・四五	三〇・五三	—	—
三四三・六七	九四・七二	九六・七二	—	—

東京瓦斯株式會社	計	四一、九四五・八〇	五六二四五	二八	一〇九・一〇	五二・七三	二六二	二、〇五四・九〇	六二五・一八
		八八三、〇九三・六九	九九九・〇八	四三〇	七〇一・三六	二〇一・〇七	五八	三、九六六・〇五	一、〇〇二・三

合計	昭和三年		昭和四年		合計	市水道局	市電氣局	東京電燈株式會社	東京瓦斯株式會社
	市水道局	市電氣局	市水道局	市電氣局					
計	九	一七	二	一	一〇	二七	一九	四六	一五七
	八七・九〇	二八・四五	二八三・〇〇	二九・三五	五三三・元	一、八七・八〇	二、五三・三〇	六、七三・五六	一、七六・五三・五六
	二六〇・二四	九四・七二	八五・九〇	一五・〇六	三三〇・四	六三・六〇	二、五・六六	三〇・四	二、二六・九一
	一一四	—	二五	—	二六	三二	—	—	五八
	三三三・七一	—	七四・二	—	四・五	一、〇一・一〇	—	—	一、二四・六六
	八三・四三	—	一八・五	—	一八・六	二五〇・二七	—	—	三〇四・四〇
	一三三	一七	二七	一	三六	三六八	一九	四	七五
	一、一六一・六二	二八・四五	三、五七・二	二九・三五	六三六・九四	二、八八・九〇	二、五三・三〇	六、七三・五六	七、六八・四三
	三四三・六七	九四・七一	一〇四・四三	一五・〇六	二二九・一〇	八八・八七	一、一五・五六	三〇・四	二、四七・三一

前記要求工事七百二十五件の内道路後修を要したるもの四百三十八件ありたり、其の支拂狀況を示せば左の如し。

事業者	昭和三年度		昭和四年度		昭和五年度		支拂未済		計		
	件數	金額	歩合%	件數	金額	歩合%	件數	金額	歩合%	件數	金額
市水道局	三	四〇四・三	三	五	四	一	二	一四九・八五	一四	九	一、〇五八・五八
市電氣局	一	三九・四	九	二	六	四	二	二四・六三	二九	一三	四三〇・二七
東京電燈株式會社	九	一四六・六〇	一六	六	一〇三・二〇	二	一九五・八五	二	四二	九七・八〇	
東京瓦斯株式會社	三	三〇・八五	九	二〇	四四・二四	四	一九・八九	四	二四	三、二八四・二九	
計	二〇	八九・九〇	一六	二六	三、四三三・一一	六	七	七五・七	一〇	四八	五、七〇・四

第二 非要求工事

本地區に於ける非要求工事は五百十五件其の延長五千九百十四間三八、掘鑿面坪三千百十九坪八六にして、之を事業者別に見るに市水道局百六件其の延長六百五十六間八一、掘鑿面坪百九十六坪一三、市土木局下水課四件其の延長三千五百八十九間〇二、掘鑿面坪二千三百九十三坪八九、市電氣局九件其の延長百三十四間三九、掘鑿面坪五十八坪九三、東京電燈株式會社十一件其の延長百五十五間六三、掘鑿面坪四十九坪三一、東京瓦斯株式會社三百八十五件其の延長千三百七十八間五三、掘鑿面坪四百二十一坪六なり、尙之を類別すれば大掘鑿三十一件、其の延長四千五百七十九間九九、掘鑿面坪二千七百四十四坪四、小掘鑿四百八十四件其の延長千三百三十四間三九、掘鑿面坪三百七十五坪四六なり、其の事業者別許可又は承認狀況を示せば左の如し。

年 度	大 掘 鑿		小 掘 鑿		計	
	件數	延長	掘鑿面坪	件數	延長	掘鑿面坪

坪六なり、尙之を類別すれば大掘鑿三十一件、其の延長四千五百七十九間九九、掘鑿面坪二千七百四十四坪四、小掘鑿四百八十四件其の延長千三百三十四間三九、掘鑿面坪三百七十五坪四六なり、其の事業者別許可又は承認状況を示せば左の如し。

年 度	大 掘 鑿			小 掘 鑿			計			
	件數	延 長	掘鑿面坪	件數	延 長	掘鑿面坪	件數	延 長	掘鑿面坪	
昭和二年	市 水 道 局	三	六・三五	二	一・五八	四・四六	五	二・三二	七〇・一九	
	市 土 木 局 下 水 課	二	一・七〇	一	一・五八	一・五八	二	一・七〇	五七・四二	
	市 電 氣 局	一	二九・七〇	九・八〇	一	二九・七〇	九・八〇	一	二九・七〇	
	東京電燈株式會社	八	九三・七三	二七・九一	一	二九・七〇	九・八〇	八	九三・七三	
	東京瓦斯株式會社	一	一	一	一	一	一	一	一	
	計	一四	一三九・八二	六三・八五	二五	六七・七〇	一八三・〇三	二九	一、九七・五五	八四・八八
	市 水 道 局	五	七・九〇	三・七六	四	二六・四〇	六・二	五	三五・三〇	一〇・七二
	市 土 木 局 下 水 課	一	一、二〇・三五	一、五三・三三	一	一、二〇・三五	一、五三・三三	一	一、二〇・三五	一、五三・三三
	市 電 氣 局	一	一	一	一	一	一	一	一	一
	東京電燈株式會社	一	二六・六〇	一・四〇	二	三三・三〇	一〇・〇〇	三	六二・九〇	二・四〇
東京瓦斯株式會社	三	二六・八〇	四・四八	二	二五・四〇	七・七三	二	三九・二〇	一・七二	
計	一〇	三三〇・五五	一、四一・八一	一六	五七・四〇	一、六一・四三	一六	二、九七・九一	一、九七・二四	
昭和三年	市 水 道 局	一	一八・〇〇	五・四〇	二	五・二六	一三・八二	三	七三・二六	一九・三三
	市 土 木 局 下 水 課	一	二九・七三	一五・一六	一	二九・七三	一五・一六	一	二九・七三	一五・一六
	市 電 氣 局	三	六九・三三	三・五三	一	二九・七三	一五・一六	三	六九・三三	三・五三
	東京電燈株式會社	一	一	一	一	一	一	一	一	一
昭和四年	市 水 道 局	一	一八・〇〇	五・四〇	二	五・二六	一三・八二	三	七三・二六	一九・三三
	市 土 木 局 下 水 課	一	二九・七三	一五・一六	一	二九・七三	一五・一六	一	二九・七三	一五・一六
	市 電 氣 局	三	六九・三三	三・五三	一	二九・七三	一五・一六	三	六九・三三	三・五三
	東京電燈株式會社	一	一	一	一	一	一	一	一	一

第十九地區 丙 地下埋設物其他工作物整理

東京瓦斯株式會社		市水道局		市土木局下水課		市電氣局		東京電燈株式會社		東京瓦斯株式會社	
計	二	七	九	四	四	九	五	三	三	三	三
	四七三・五〇	八五九・六三	一五九・三五	九〇九	四三、五九〇・〇二、五三、八九	一五九・三五	一三三・三三	一三三・三三	一三三・三三	一三三・三三	一三三・三三
	一四九・六五	三三八・四	七・七四	四八・三三	一三三・三三	一三三・三三	一三三・三三	一三三・三三	一三三・三三	一三三・三三	一三三・三三
	三三	三三	九七	五	一	九七	二	二	二	二	二
	四三・九三	九・三二	四九七・五	三三・三〇	一	四九七・五	三三・三〇	三三・三〇	三三・三〇	三三・三〇	三三・三〇
	一三・一八	二七・〇〇	二四・三九	一〇・六〇	一	二四・三九	一〇・〇〇	一〇・〇〇	一〇・〇〇	一〇・〇〇	一〇・〇〇
	二四	四〇	一〇六	九	四	一〇六	二	二	二	二	二
	五七・四三	九八・八三	六五・八一	一三三・三九	三、五九〇・〇二、五三、八九	六五・八一	一五・六三	一五・六三	一五・六三	一五・六三	一五・六三
	一六二・八三	三六五・七四	一九六・一三	五八・九三	二、五三、八九	一九六・一三	四九・三三	四九・三三	四九・三三	四九・三三	四九・三三
計	三二四、五七九・九二、七四、四〇	四八四、一、三四、三九	三三五・四六	三五〇	四八四、一、三四、三九	三三五・四六	三五〇	三五〇	三五〇	三五〇	三五〇
合計	三二四、五七九・九二、七四、四〇	四八四、一、三四、三九	三三五・四六	三五〇	四八四、一、三四、三九	三三五・四六	三五〇	三五〇	三五〇	三五〇	三五〇

第三 道路臺帳

道路臺帳は昭和四年十二月二十三日之が作成を了し市土木局に引繼を爲したり、其の臺帳記入工作物は電柱二百七十七本、管線路一萬千六百四十八間九にして、之を類別すれば新設せるもの電柱百三十九本、管線路八千三十一間二四、撤去せるもの電柱百三十八本、管線路二千八百十五間五六、埋殺せるもの管線路八百二間一なり、其の事業別數量を示せば左の如し。

種別	新設	撤去	埋殺	計
種別	新設	撤去	埋殺	計

第十九地區

丙 地下埋設物其他工作物整理

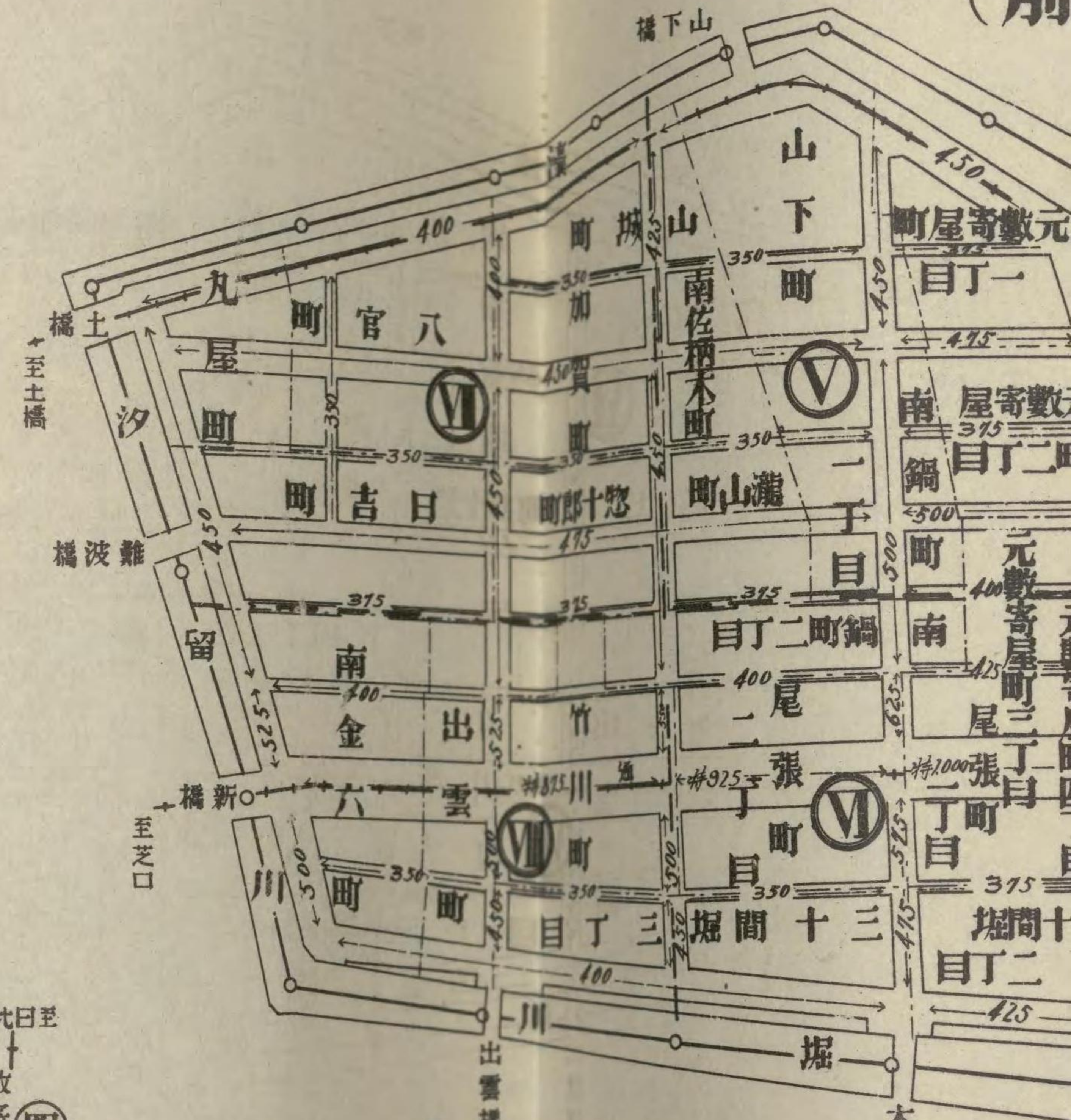
種別	新設	撤去	埋殺	計
水道	一、三九・三 _間	七三・八 _間	一〇一・〇 _間	二、一五・〇 _間
市電	三、五九・〇 _{三本}	二〇 _本		三、五九・〇 _{三本}
市電	一、六 _本	二八 _本		二五四 _本
市電	一四八・八 _間	一五・五 _間		三〇四・三 _間
市電	二六九・〇 _五	三四・二〇		五八三・二五 _間
瓦斯	二、六五・二〇 _間	一、六四・二〇 _間	七〇〇・〇〇 _間	五、〇七・二〇 _間
電柱	一 _本	一 _本		二七 _本
電管線	八、〇三・二四 _間	二、八二・五 _間	八〇二・一〇 _間	一一、〇八・〇 _間
計				

第
二
十
地
區

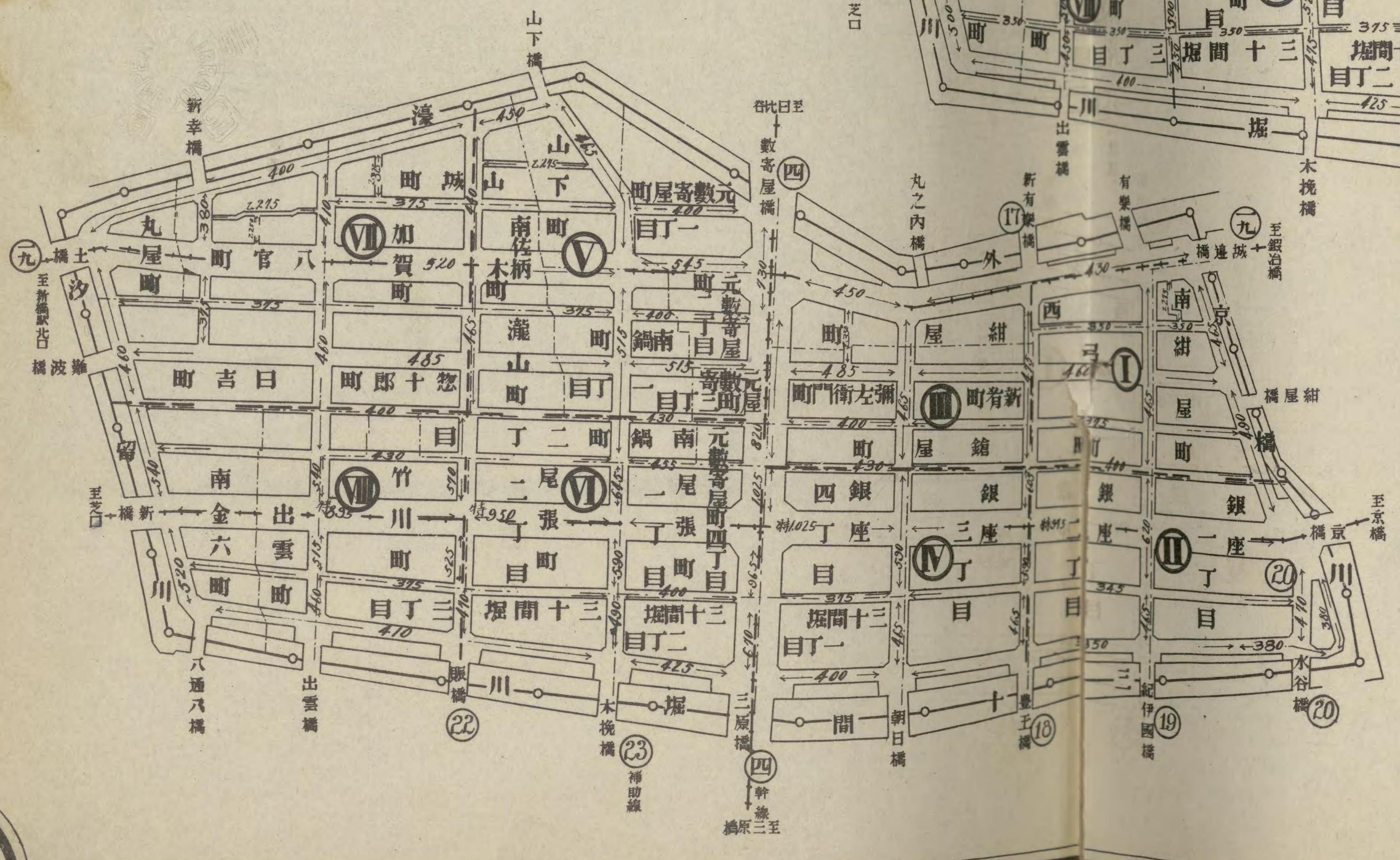
第二十圖

圖況概後前理整區地十二

(前)

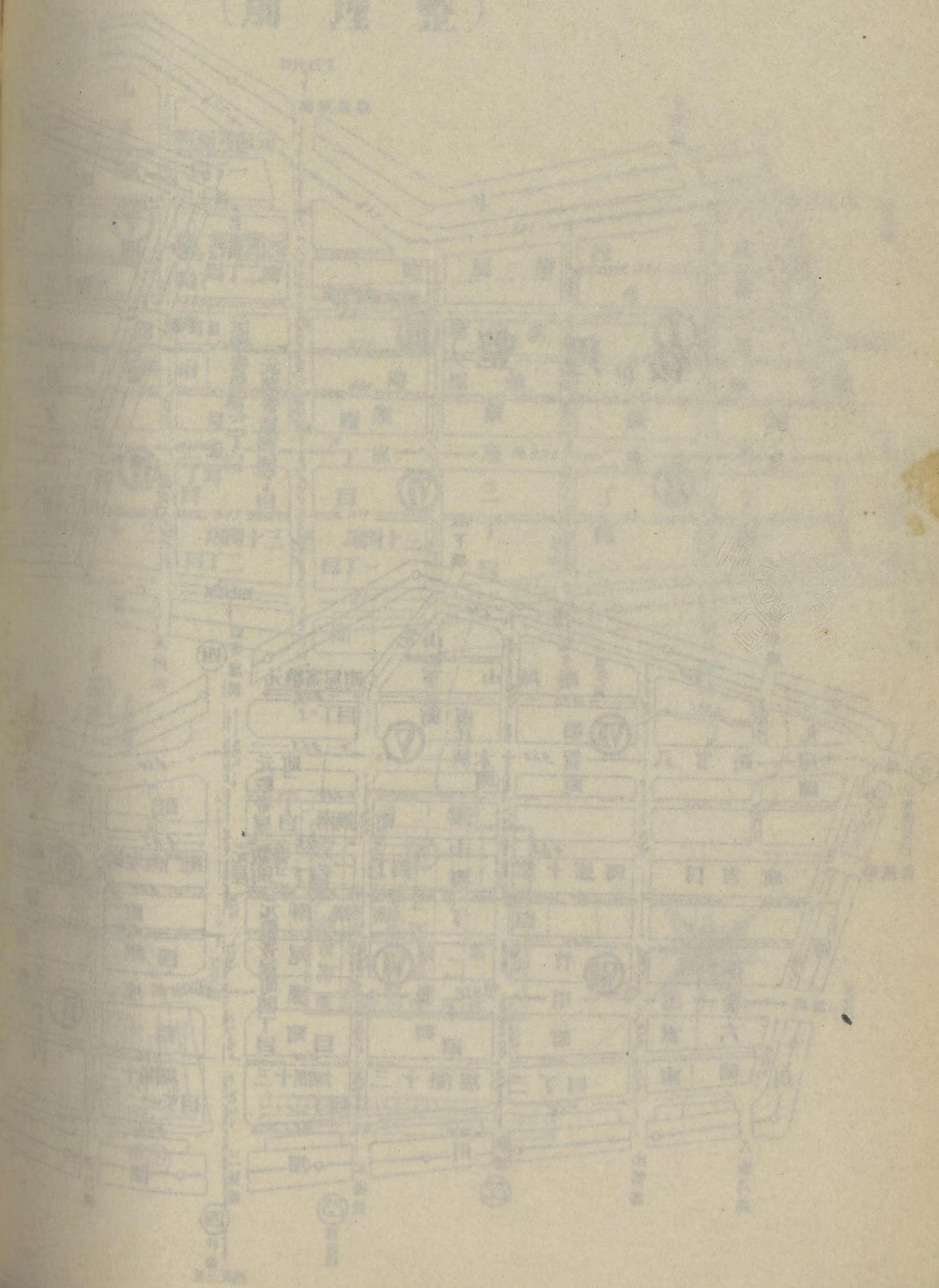


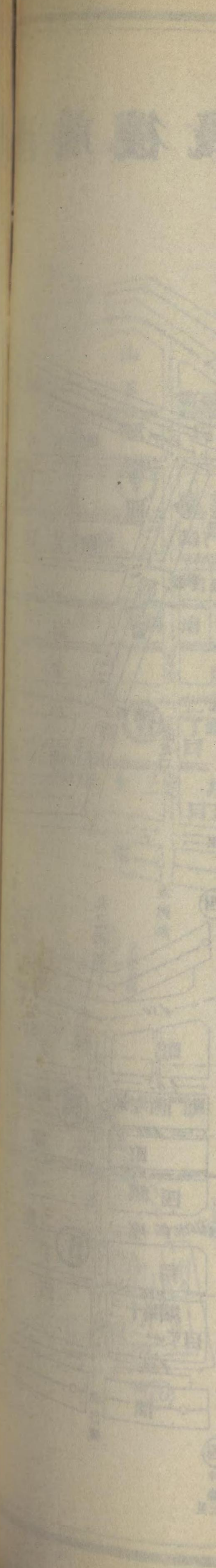
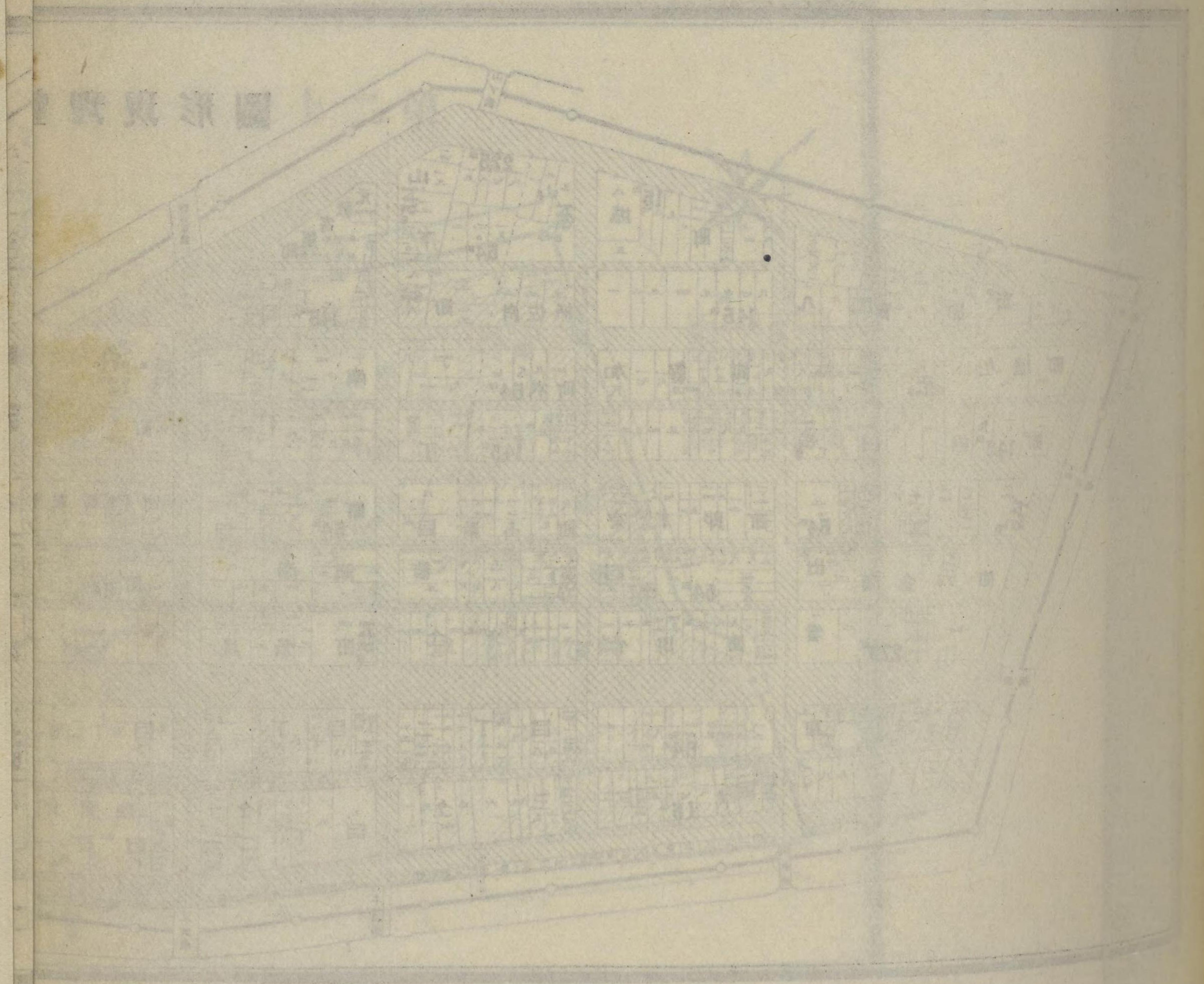
(後理整)



新嘉坡馬六甲

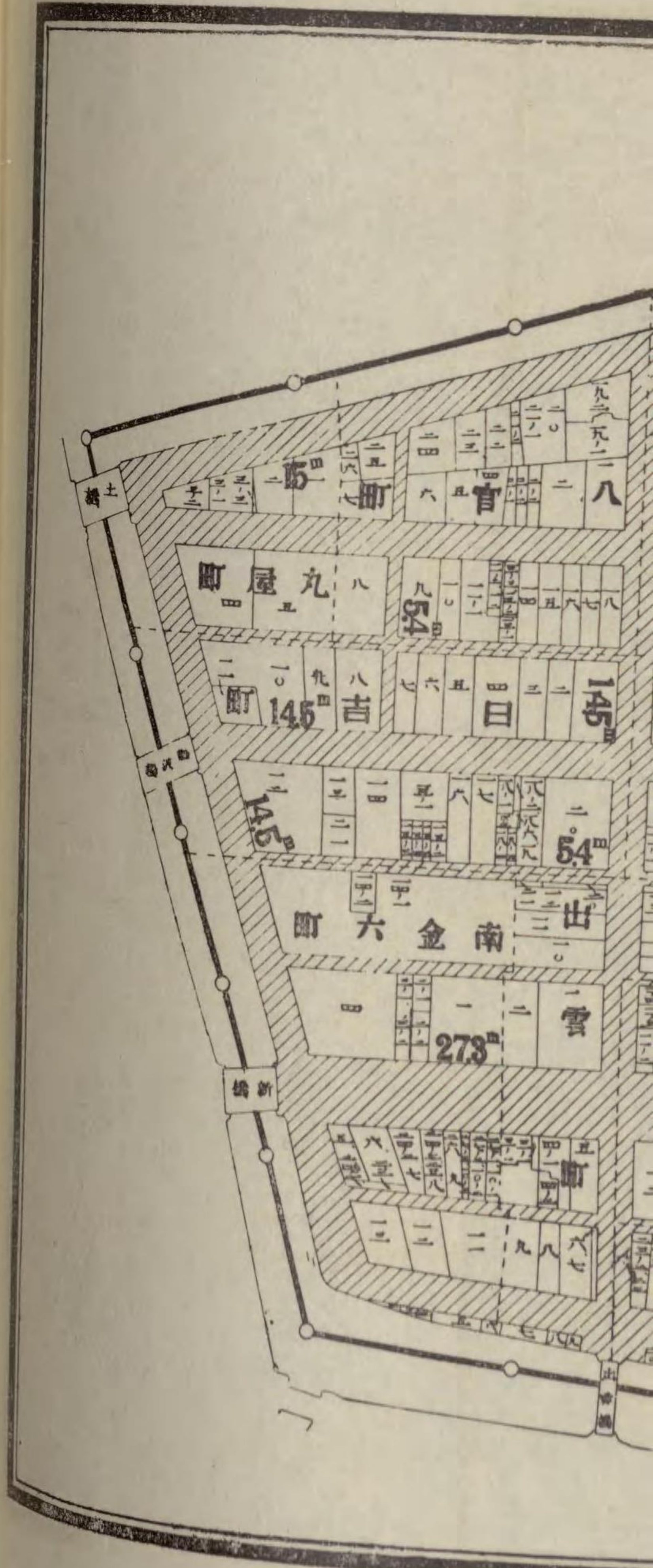
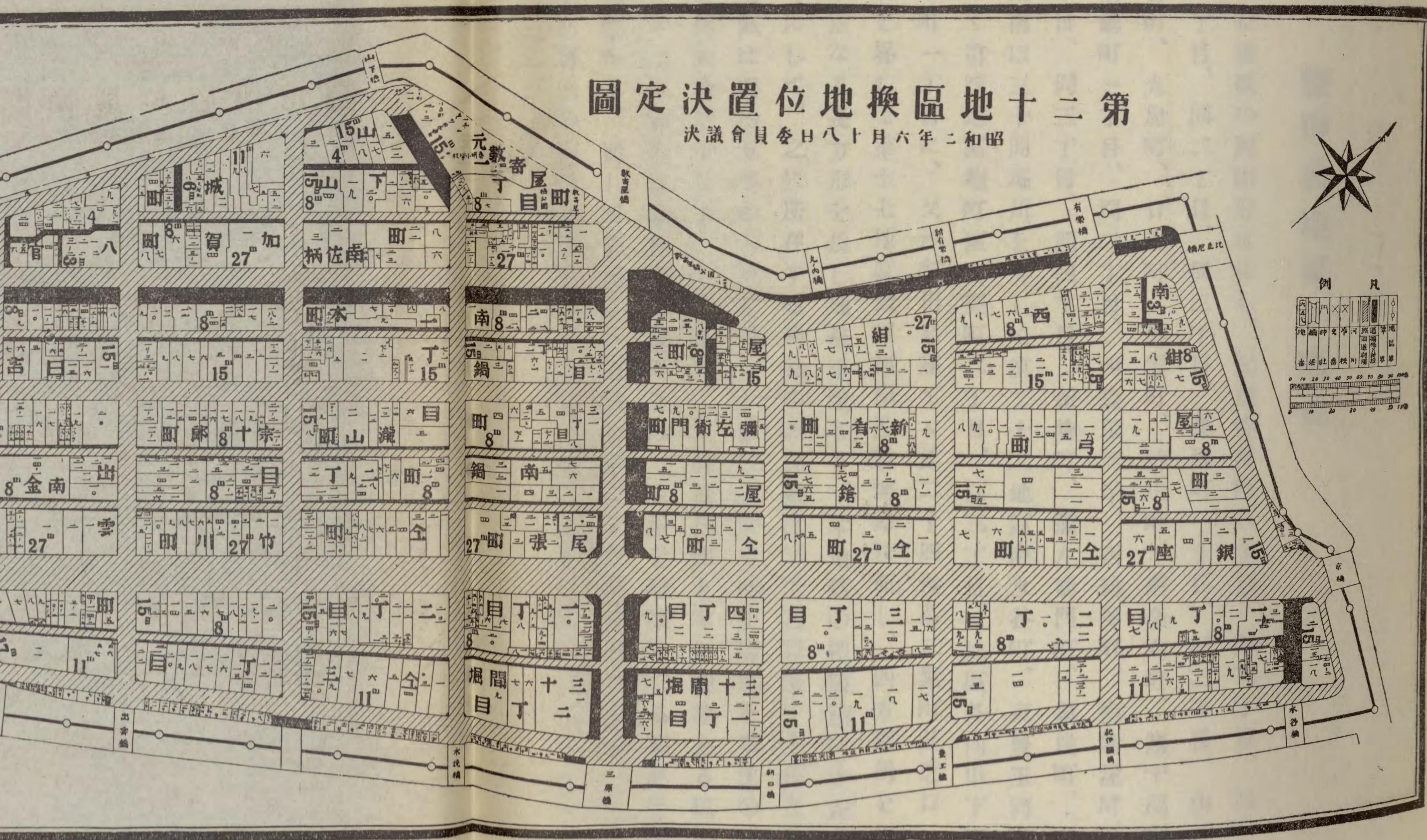
(前理整)





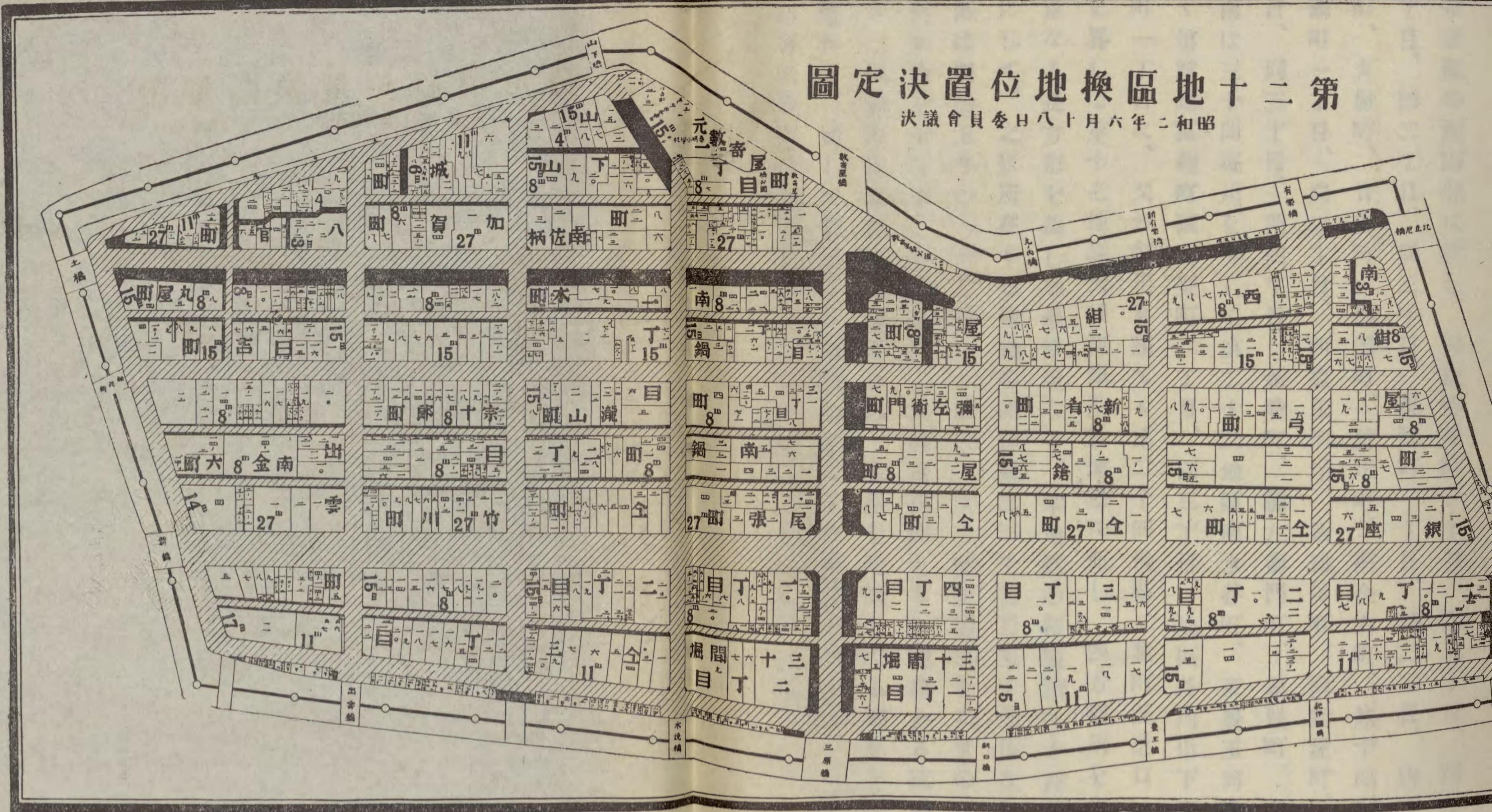
圖定決置位地換區地十二第

決議會員委日八十月六年二和昭



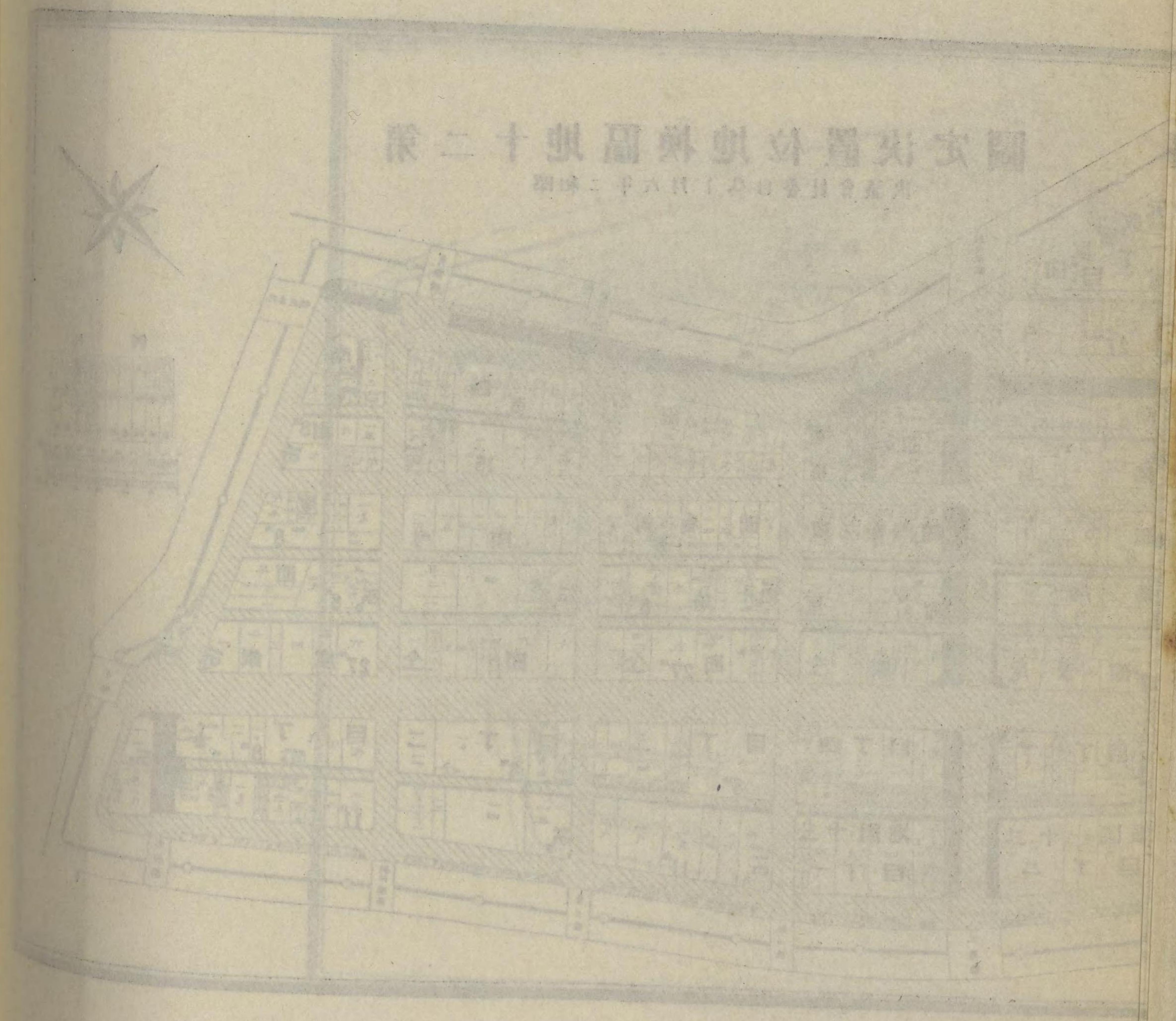
圖定決置位地換區地十二第

決議會員委日八十月六年二和昭



本地区は京橋區の西南部に位し、元數寄屋町一丁目、同二丁目、同三丁目、山下町、山城町、加

整理前地區の概況



整理前地區の概況

本地區は京橋區の西南部に位し、元數寄屋町一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、三十間堀一丁目、同二丁目、同三丁目、尾張町一丁目、同二丁目、山下町、山城町、加賀町、八官町、丸屋町、日吉町、出雲町、竹川町、南金六町、惣十郎町、瀧山町、南佐柄木町、南鍋町一丁目、同二丁目、西紺屋町、南紺屋町、弓町、銀座一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、新肴町、彌左衛門町、鎗屋町、白魚河岸の一部を包括す、東南は三十間堀川を界して第二十二地區南水谷町、東豊玉河岸に面し、西南は外濠を隔て、第四地區麴町區有樂町二丁目、同三丁目、地區外内山下町一丁目及第二十三地區内幸町一丁目、又汐留川を隔て、第二十四地區二葉町及芝口一丁目に相對し、北は京橋川を界して第十七地區大根河岸及竹河岸に面し、四方河川を以て圍繞せられ、其の形狀不正なる長方形を爲し地勢平坦なり、本地區の總面積は十四萬三千二百五十九坪二合三勺にして、之に所在する建物の總棟數は二千三百五十九棟なり。

元來本地區は明治五年の大火を機とし政府に於て耐火建築をなすの制を定め、道路を改正して幅員大通を十五間、次を十間、八間及三間となし規律ある區劃割を行ひ、英國人「ウォルトンス」に調査立案を命じ煉瓦を以て家屋を建築したる歴史を有せるが爲街衢均一にして整然たり、而して新橋より京橋に縦貫する銀座通は松屋、松坂屋、博品館等の百貨店を始め著名の商店相連檐して商業殷盛を極め帝都の中樞を爲せり、地區の中央を

數寄屋橋より三原橋に至る數寄屋橋通は山の手方面より築地方面に至る要路に當り人車の交通頻繁なり、而して地區内には銀行、新聞社其他各種會社商店、事務所等多く、銀座二丁目に株式會社大倉組、三十間堀二丁目にやまと新聞社、西紺屋町に讀賣新聞社、元數寄屋町に東京市泰明尋常小學校、瀧山町に東京朝日新聞社、南鍋町二丁目に時事新報社、加賀町に國民新聞社、山城町に中央新聞社、八官町に銀座電話局あり、又地區の西半山下町、山城町、加賀町、八官町、丸屋町、惣十郎町、日吉町並東南三十間堀二丁目、同三丁目、竹川町、出雲町及南金六町の各町は何れも花柳街にして、北端京橋より比丘尼橋に至る京橋川沿ひの道路には京橋青物市場ありて雜踏せり。

甲 整 地

甲 整 地

第一章 土地區劃整理委員會

第一節 委 員

第一 土地區劃整理委員及同補闕委員の選舉

第二十地區土地區劃整理委員及同補闕委員の定數は各二十人にして、其の選舉を大正十四年二月二日京橋區役所に於て執行したるに、何れも左記の適當選せり。

一 土地區劃整理委員

土地所有者の部

田村藤兵衛

土志田與助

第一ビルディング株式會社

借地權者の部

川村徳太郎

塚本藤三郎

二 同上補闕委員

土地所有者の部

皆川勘一郎

第二十地區 甲 整 地

吉田幸次郎

三枝代三郎

株式會社朝日新聞社東京支店

玉木彌市

榊尾得三郎

保坂幸治

竹内喜太郎

小坂梅吉

淺野金太郎

町井鐵之介

佐々木藤市郎

荒居多嘉藏

稻山保全株式會社

木村榮三郎

原田久兵衛

橋本留次郎

田村長兵衛

淺野善助

安西徳太郎

第二十地區 甲 整地

三五〇

石橋 與市 小林 忠承 藤平 久太郎 澤本 岩吉 株式會社秀英社
借地權者の部

猪股 洪清 土岐市 太郎 伊東 徳次 大西 五良平 渡邊 爲藏
會津 米吉 松村 伊助 長井 越作 池田 金太郎 鈴木 次郎

第二 議長並副議長の選舉

大正十四年二月十七日京橋區役所に招集したる第一回土地區劃整理委員會に於て、假議長田村藤兵衛議長及副議長選舉の方法を諮りたるに、假議長の指名に決したるを以て左の如く指名したり。

議長 小坂 梅吉

副議長 吉田 幸次郎

第三 土地區劃整理委員の異動

土地區劃整理委員は換地處分の結了に至るまで左の如く異動したり。

一 土地所有者選出委員荒居多嘉藏昭和四年十一月四日死亡したるに因り、同月七日同補闕委員皆川勘一郎補充せらる。

因に本地區土地區劃整理委員の定數は、大正十三年四月十四日日本市告示第三百三十九號を以て二十四人と定めたりしも、其の後地區の變更に伴ひ大正十三年十二月十八日市告示第四百四十號を以て之を二十一人に變更の旨を告示したり。

第二節 諮問及答申

一 諮問第一號

整理前土地面積決定期日に關する件

土地區劃整理換地配當の標準たる従前の土地面積は大正十四年四月三十日現在の土地臺帳面積に依ら

むとす、但し大正十四年四月二十日限東京市役所へ出願したる者にして訂正を受けたるときは其の面積に依るものとす。

備考 土地面積訂正を東京市役所に出願せむとするものは該願書に實測圖を添付し隣地主の同意を得て市役所より調査の際は隣地主の立會を要す、但し臺帳面積との差百分の一以下は之を訂正せず。

一 諮問第一號 整理前土地面積決定期日に關する件

土地區劃整理換地配當の標準たる從前の土地面積は大正十四年四月三十日現在の土地臺帳面積に依ら

むとす、但し大正十四年四月二十日限東京市役所へ出願したる者にして訂正を受けたるときは其の面積に依るものとす。

備考 土地面積訂正を東京市役所に出願せむとするものは該願書に實測圖を添付し隣地主の同意を得

て市役所より調査の際は隣地主の立會を要す、但し臺帳面積との差百分の一以下は之を訂正せず。

右大正十四年三月三十一日諮問

委員會二回開催

大正十四年五月十四日修正決議の上答申

議事要綱

本件は審議の結果面積決定に付て相當時日を存するの要ありとし、土地臺帳面積決定期日を大正十四年七月十日に、面積誤謬訂正出願期日を同年六月三十日に各修正決議せり。

二 諮問第二號 換地位置決定に關する件 (地區全部)

大正十四年三月三十一日諮問

委員會十七回 特別委員會二回 協議會一回開催

大正十四年十二月二十三日より昭和二年六月三十日に至る迄十三回に修正決議の上其の都度答申

議事要綱

本地區の設計は大體現況の儘にして換地の異動僅少なれども、幹線第四號の擴張、第十九號の變更及泰明尋常小學校の換地關係の局部につき紛糾したるが爲、本案の決定に長日時を要したり(第三章第一節街路及運河計畫參照)

三 諮問第三號 區劃整理前路線價指數並土地各筆坪當指數に關する件 (地區全部)

第二十地區 甲 整地

大正十四年十二月五日諮問せしも議了するに至らざりしを以て、昭和四年十二月十七日撤回
委員會二回開催

議事要綱

本件は全委員附託として調査研究し決定未了なりしが、昭和四年十二月十七日諮問第九號土地各筆
清算に關する件を提案するに當り、之が内容を爲すものとして原案を撤回せり。

四 諮問第四號 換地面積決定に關する件 (地區全部)

大正十五年四月八日諮問

委員會十六回 特別委員會五回 協議會一回開催

大正十五年六月二十四日より昭和二年六月三十日に至る迄十五回に修正決議の上其の都度答申

五 諮問第五號 換地位置並面積一部變更に關する件 (惣十郎町、新着町、
八官町の各一部)

昭和二年七月十八日諮問

同日原案可決の上答申

六 諮問第六號 換地位置及面積一部變更に關する件 (山下町、八官町、
西紺屋町の各一部)

昭和二年九月五日諮問

同日原案可決の上答申

七 諮問第七號 換地位置及面積變更に關する件 (南佐柄木町、瀧
山町の各一部)

昭和二年九月十九日諮問

昭和二年十月三日原案可決の上答申

八 諮問第八號 換地位置及面積變更に關する件 (西紺屋町、三十間堀三丁目、
日吉町、銀座四丁目の各一部)

昭和二年十月二十八日諮問

同日原案可決の上答申

七 諮問第九號 換地位置及面積變更に關する件 (南佐木町、瀧山町の各一部)

昭和二年九月十九日諮問
昭和二年十月三日原案可決の上答申

八 諮問第八號 換地位置及面積變更に關する件 (西紺屋町、三十間堀三丁目、日吉町、銀座四丁目の各一部)

昭和二年十月二十八日諮問
同日原案可決の上答申

九 諮問第九號 土地各筆清算に關する件

昭和四年十二月十七日諮問
委員會三回 特別委員會二回開催
昭和五年一月三十日修正決議の上答申

議事要綱

本地區の街路計畫は、幹線の一部を除き従前と異ならざるを以て、整理前後に於ける土地價格の變動少なきも局部的には却つて大なる差異を來し、清算上徴收交付の著しきものあるに依り、委員會に於て種々審議の結果、此等均衡を圖らむが爲指數單價原案一圓九十錢を一圓八十錢に修正決議したるを以て、當局は調査の上之を承認せり。

一〇 諮問第十號 換地處分に關する件

昭和五年二月十七日諮問
委員會二回開催

昭和五年二月二十五日原案可決の上答申

一一 諮問第十一號 換地處分に關する諮問に對し整理委員會の答申ありたる後土地の分合、權利の讓渡等ありたる場合の處理方の件

諮問第十號換地處分に關する諮問に對し整理委員會の答申ありたる後土地の分合、權利の讓渡等あ

第二十地區 甲 整地

りたる場合に於て未だ換地處分の告示前なるときは左記に依り換地説明書に變更を加ふるものとす。

記

一 新に借地權設定の登記若は届出ありたるとき又は所有權若は借地權の分割、讓渡又は借地の一部の轉貸に關する登記若は届出ありたるときは當該權利の換地に付新借地人(讓受人、轉借人)の權利の範圍、整理前後の權利指數並清算金額を適當に指定算出の上之に依り換地説明書中當該權利の分を變更す。

二 處分の制限に關する登記ありたりときは當該權利の換地に付適當に處分の制限を受くべき部分を指定し換地説明書に之を記載す。

右昭和五年二月十七日諮問

委員會二回開催

昭和五年二月二十五日原案可決の上答申

第二章 整理前土地の狀況

本地區の總面積は十四萬三千二百五十九坪二合三勺にして、内宅地面積七萬九千九百八十五坪一合三勺、公共用地面積六萬三千二百七十四坪一合なり、宅地面積及公共用地面積が地區總面積に對する割合

第二章 整理前土地の狀況

本地區の總面積は十四萬三千二百五十九坪二合三勺にして、内宅地面積七萬九千九百八十五坪一合三勺、公共用地面積六萬三千二百七十四坪一合なり、宅地面積及公共用地面積が地區總面積に對する割合は宅地五割五分八厘、公共用地四割四分二厘なり、宅地内借地面積は四萬六千九百八十五坪九合二勺にして、其の宅地面積に對する割合は五割八分七厘なり。

而して本地區は大正十三年三月二十七日告示當初に於て、三十間堀川以東の區域十二萬五千六百六坪一合六勺を含み、其の總面積二十六萬八千八百六十五坪三合九勺の大地區なりしも、三十間堀川を界として其の東西區域の狀況は全然事情を異にし、同一地區として整理を施行せらるゝは不適當なりとし、大正十三年六月三十日銀座一丁目外二十箇町總代連署を以て、左記要領の陳情書を提出せり。

「銀座煉瓦地一圓は既に明治五年時の政府市區改正を斷行し、今猶模範的街衢として今回の復興計畫に於ても其の二、三を整理せらるゝに過ぎざるは吾人の敬服する所なり、然るに三十間堀川を距てたる隣接地は全然舊形を止めざる迄に區劃整理の必要あるは一般の認むる處にして、此の如く區劃整理により多大の利益を受くる區域と、已に整理成り新に受くる利益少なき銀座一圓とを、同一地區として整理せられむとするは甚だ困難の業にして、且銀座一圓の住民が他町繁榮の爲め多大の犠牲を拂ふ如きは不合理にして徒に紛糾を招くに過ぎざるが故に、所謂煉瓦地として五十年の歴史を有する銀座一圓を獨立整理せられ度」

右陳情書の如く三十間堀川以西は幹線第四號及第十九號を擴張する外多少の改修を加ふに過ぎざるに反し、同川以東の區域は幅員四十四米の幹線第一號の新設は勿論多數の街路擴張を必要とするを以て、兩區域の整理による減歩率に著しき差異ある事次の如し。

區 域	整理前宅地面積	整理後宅地豫定面積	減 步 率
三十間堀川以西	七九、九五 ^坪	七四、四三 ^坪	〇・〇六九
同 以 東	九三、〇六五	七二、九六八	〇・二二八
計	一七二、〇二〇	一四六、四〇一	〇・二四八

兩者の減歩率に付ては斯の如く差異あるが故に之を一地區に編入し、平均減歩率一割四分八厘を標準として換地の設計を行はむか、銀座一圓は非常なる異動を生じ整理不可能の状態となるを察知せるを以て、三十間堀川以東の區域は土地の状況を殆んど均ふせる第二十二地區に編入するに決し、大正十三年十二月十八日東京市告示第四百四十號を以て整理施行地區の變更告示をなせり。

本地區より除外したる總面積は十二萬五千六百六坪一合六勺、内宅地面積九萬六千四百四十三坪一合一勺にして其の町名左の如し。

采女町、木挽町一丁目より十一丁目迄、東豊玉河岸、金六町、南水谷町、新富町一丁目、二丁目、五丁目、同三丁目並六丁目の一部、白魚河岸の一部、蜷河岸、南櫻河岸の一部及南八丁目堀の一部。本地區に於ける街路及河川分布の状況を述べれば左の如し。

一 主要街路

京橋より尾張町を経て新橋に至る電車通は幅員十五間、數寄屋橋より前記街路と尾張町に於て交叉し三原橋に至る電車通は幅員十間、比丘尼橋より外濠に沿ひ數寄屋橋東詰を経て土橋に至る電車通は幅員八間乃至十五間なり。

二 其の他の街路

其の他の街路系統は外濠に沿ふ前記街路の外、地區を圍む運河に八間の街路を沿はして周圍の交通網を定め、且新橋より京橋に至る銀座通に並行して其の西側に六十六間を隔て、一街路、次で四十三間を隔て、一街路を、又之れに直交する數寄屋橋、三原橋に通ずる街路を基準として六十間の間隔に並行街路を配置し、何れも其の幅員を八間とせり、而して銀座通に並行して更に二十間宛の間隔を保

し三原橋に至る電車通は幅員十間、比丘尼橋より外濠に沿ひ數寄屋橋東詰を経て土橋に至る電車通は幅員八間乃至十五間なり。

二 其の他の街路

其の他の街路系統は外濠に沿ふ前記街路の外、地區を圍む運河に八間の街路を沿はして周圍の交通網を定め、且新橋より京橋に至る銀座通に並行して其の西側に六十六間を隔て、一街路、次で四十三間を隔て、一街路を、又之れに直交する數寄屋橋、三原橋に通ずる街路を基準として六十間の間隔に並行街路を配置し、何れも其の幅員を八間とせり、而して銀座通に並行して更に二十間宛の間隔を保ちて各三間の幅員を有する街路の設置ありて、長邊六十間、短邊二十間の街衢を形成し交通至便なり。

三 河川

外濠は地區の西側に在り幅員十九間、深度二尺一寸にして舟運の便あり、河心を地區界とす、汐留川は地區の南側に在り幅員平均二十一間、深度九寸にして舟運の便に富み、河心を地區界とす、京橋川は地區の北部に在り幅員平均十間、深度二尺九寸にして舟運の便あり、河心を地區界とす、三十間堀川は地區の東側に在り幅員平均十八間、深度二尺二寸にて舟楫の便多く、河心を地區界とす。

第三章 計畫の大要

第一節 街路及運河計畫

本地區に於ける特別都市計畫委員會議定の街路及運河左の如し。

第一 幹線街路

第四號線は數寄屋橋より三原橋に至る街路にして、幅員を三十六米とし在來街路の兩側に擴張せり、第十九號線は地區の西北端比丘尼橋より外濠に沿ひ數寄屋橋東詰に於て第四號線と交叉し西南端土橋に至る街路にして、幅員を二十七米とし比丘尼橋より丸の内橋新設附近迄は西部に擴張し、其の以南は外濠に沿ふ豫定なりしが計畫を變更し土橋迄直線となし、在來八間街路の東部に擴張せり。

第二 補助線街路

本地區内補助線街路は第二十號線を除き、其の他は三十間堀川架設橋梁西詰を以て起點とするものにして、本地區分は橋臺地のみなり、即ち第十八號線は豐玉橋西詰、第十九號線は紀伊之國橋西詰、第二十二號線は新設賑橋西詰、第二十三號線は木挽橋西詰を何れも起點とし、各橋梁を経て第二十二地區に入る街路にして、幅員を三十米(橋臺地)とし新設改修をなしたり、第二十號線は京橋南詰に於て銀座通り分岐し三十間堀川架設の水谷橋を経て第二十二地區に入る幅員十五米の街路にして新設なり。

第三 區劃整理街路

本地區の在來街路は前章記述の如く整然たるを以て、街路計畫に於ては在來幅員三間を八米に改修したると、左記街路を新設變更したるとの外は、凡て在來街路を其の儘利用せり。

一 數寄屋橋東詰より外濠に沿ひ土橋に通ずる在來八間街路は數寄屋橋東詰より山下橋東詰に至る間

を廢し、同山下橋東詰より山城町三番地先迄を十五米、其他を十一米に變更。

一 比丘尼橋南詰より京橋南詰に至る京橋川沿ひ在來八間街路を十五米に改修。

一 三十間堀川沿ひ西豐玉河岸を通ずる在來八間街路を十二米七に改修。

一 京橋川沿ひ白魚河岸を通ずる六間街路は六米に改修。

本地區の在來街路は前章記述の如く整然たるを以て、街路計畫に於ては在來幅員三間を八米に改修したると、左記街路を新設變更したるとの外は、凡て在來街路を其の儘利用せり。

- 一 數寄屋橋東詰より外濠に沿ひ土橋に通ずる在來八間街路は數寄屋橋東詰より山下橋東詰に至る間

を廢し、同山下橋東詰より山城町三番地先迄を十五米、其他を十一米に變更。

- 一 比丘尼橋南詰より京橋南詰に至る京橋川沿ひ在來八間街路を十五米に改修。

- 一 三十間堀川沿ひ西豊玉河岸を通ずる在來八間街路を十二米七に改修。

- 一 京橋川沿ひ白魚河岸を通ずる六間街路は六米に改修。

- 一 元數寄屋町と山城町との界を通ずる八間街路中外濠より約三十間を廢止し、之れに代ふるに山下橋より幅員十五米の斜道を新設。

- 一 其の他南紺屋町に三米、西紺屋町に八米、山下町、山城町に跨りて四米、山城町に六米、八官町に三米及四米の街路を各新設。

以上の如く計畫街路の改廢新設尠なかりしも、換地設計に伴ひ土地區劃整理委員協議會に於て審議を重ね、大正十四年九月八日其の決議に係る變更案を當局に提出したり、其の要旨を掲ぐれば左の如し。

- 一 幹線第四號中數寄屋橋、三原橋間市電尾張町停留場附近を若干南側に變更する事

- 二 補助線第二十號を京橋南詰より白魚河岸近くに變更する事

- 三 泰明小學校敷地を擴張する事

- 四 邦樂座前竝内山下町に通ずる箇所を橋梁を架設する事

- 五 八官町、丸屋町間の道路を十四米五に擴張する事

- 六 數寄屋町一丁目及山城町より山下橋に向つて斜線路二本を新設する事

- 七 幹線第十九號中數寄屋橋以南は外濠沿ひを廢し土橋に直線に變更する事

- 八 三十間堀西側道路幅員は現在通とし縮少せざる事

右に對し當局に於て種々考究したる結果、大體其の希望を容れたるも、山下橋より東走する斜線路中山城町方面よりの一線はアドバタイザーパーブリシング株式會社及其の他の換地設計上之れを新設せざ

るに決し、幹線第十九號の變更に關しては大正十五年八月二十七日、其の他は昭和三年十二月二十八日何れも特別都市計畫委員會の決定を経たり。

第四 運 河

京橋川は國施行の改修運河にして幅員を擴張して三十三米とし、河底を浚渫して一米八とす、其の幅員擴張の爲切取りたる面積百七十三坪五合にして全部公共用地なり。

以上述べたる幹線、補助線及區劃整理街路の幅員、延長並面積を表示すれば左の如し。

整理後街路幅員延長面積調

區 分	番 號	幅	員 延	長 面	積	備 考
幹 線	一 九 四	—	二七〇	一、四〇一・〇六	八、六五・八二	
			三六〇 ^米	四二・三三	五、三七・五七 ^坪	
			—	—	—	
			—	—	—	
			—	—	—	
補 助 線	一 八 九 二 三	—	一五〇	五・三三	四八・五〇	
			一五〇	五・八五	五一・一七	
			一五〇	七九・三三	四七・二七	
			一五〇	九・三三	八五・三三	
			一五〇	八・三六	六八・六六	
計			一〇九・〇九	七三六・三三		

一、〇三六・二四	八、六九・四七	舊道存置
三、四・六	一、七三・〇八	舊道存置
二、八五・六五	一、九一・九	舊道存置
一、〇〇七・七	四、四四・〇九	舊道利用

計	一五〇	八・六	六八・九	七六・六
計	一〇・七	八・六	六八・九	七六・六

合 計	區劃整理線	二七・三	一、〇三六・二四	八、六九九・四七	舊道存置
		一五・〇	三、四〇・九	一、七三七・〇八	
		一四・五	二、八五三・六五	一、三一九・九	舊道存置
		二・七	一、〇〇七・八七	四、四四・〇九	舊道利用
		二・〇	三、六三・三	一、〇七八・四二	舊道利用
		八・〇	三、七五五・九	九、二六四・五二	
		六・〇	一、五・九六	二、七五・八一	
		四・〇	一、八三・五〇	三、三三・九六	
		三・〇	八〇・三三	六・二六	
			九、七三〇・九五	三、九七七・三	
計		一一、二五〇・〇八	五、六九七・三三		

第二節 換地設計

換地位置決定に關する件は、大正十四年三月三十一日土地區劃整理委員會に附議し、同年十二月二十三日より昭和二年六月三十日迄の間十三回に修正決議し、換地面積決定に關する件は、大正十五年四月八日同委員會に附議し、同年六月二十四日より昭和二年六月三十日迄十五回に修正決議したるも、其の後換地位置並面積一部變更案を四回に亘りて提出し、其の都度決議し、昭和二年十月二十八日議了せり。換地設計に因る宅地面積七萬四千四百九十三坪三合四勺、公共用地面積六萬八千七百六十五坪八合九

第二十地區 甲 整地

勺にして、宅地面積及公共用地面積が地區總面積に對する割合は宅地五割二分、公共用地四割八分なり。宅地の内借地面積は四萬三千七百五十九坪八合五勺にして、其の宅地面積に對する割合は五割八分七厘なり、而して宅地が公共用地となりたる面積八千五百四十坪五合四勺、公共用地が宅地となりたる面積三千四十八坪七合五勺、差引潰地面積五千四百九十一坪七合九勺にして、減歩率六分八厘六六〇一なり。

本地區の街路計畫は前章記述の如く大體に於て變更尠なかりしを以て、換地の設計亦比較的容易なりしも、幹線第四號、第十九號關係の「ブロック」は減歩高率に上りしと、且數寄屋橋公園、東京市泰明小學校敷地及省線擴張に伴ふ鐵道用地の換地に對しては各種の意見續出したるとの爲、之が決定に至る迄長時日を要し困難を見たり、其の經過を述べれば次の如し。

一 數寄屋橋公園に關する件

本公園は數寄屋橋東詰北側に於て外濠沿ひ街路の東側に接し、八百十六坪八八の面積を有する既設公園にして、當初在來位置に於て計畫したりしが、幹線第十九號の變更により大部分は其の敷地に該當し且幹線第四號沿道換地との關係上再三立案審議を重ねたる結果、七百八十八坪七四を數寄屋橋東詰の南北に分割設置し、其の大半は東京市泰明小學校に隣接せしめ、公園の利用を全からしむると共に幹線第四號關係の換地設計を容易ならしむるに決し、昭和二年六月十八日土地區劃整理委員會の決定を見た

二 東京市泰明小學校敷地に關する件

同小學校敷地は數寄屋橋東詰南側外濠街路に沿ひ三角形の面積六百七十二坪を有せしが、敷地狹少な

るを以て更に換地の擴張交付を希望し、大正十五年三月學校保護者會代表並京橋區長より之に關する陳情あり、土地區劃整理委員會に於ても亦其の實現に盡力し、同年五月京橋區に於て敷地充當用地として山下町十三番ノ二、南佐柄木町五番ノ三、日吉町二番ノ三、合計三百九十一坪三九の土地を買収したるを以て、前記學校敷地面積と合せて換地するの設計に着手したりしが、公園敷地問題、幹線第十九號の變更並に山下橋に通ずる斜線街路問題と關聯し容易に決定するに至らざりしも、幹線第十九號の變更に

二 東京市泰明小學校敷地に關する件

同小學校敷地は數寄屋橋東詰南側外濠街路に沿ひ三角形の面積六百七十二坪を有せしが、敷地狭少な
るを以て更に換地の擴張交付を希望し、大正十五年三月學校保護者會代表並京橋區長より之に關する陳

情あり、土地區劃整理委員會に於ても亦其の實現に盡力し、同年五月京橋區に於て敷地充當用地として
山下町十三番ノ二、南佐柄木町五番ノ三、日吉町二番ノ三、合計三百九十一坪三九の土地を買收したる
を以て、前記學校敷地面積と合せて換地するの設計に著手したりしが、公園敷地問題、幹線第十九號の
變更並に山下橋に通ずる斜線街路問題と關聯し容易に決定するに至らざりしも、幹線第十九號の變更に
關しては大正十五年八月二十七日特別都市計畫委員會に於て決議し、其の他の街路變更(都市計畫委員會議定
昭和三年十二月十日)
につきても復興局に於て承認せらるるに至りたるを以て、數寄屋橋東詰より山下橋東詰北側に至る間の
外濠沿ひ電車通を廢し、面積千百九坪七四を換地する位置面積案を、昭和二年六月十八日本地區々劃整
理委員會に於て決定せり、據て本校建築を取急ぎ施行せむとしたるも、在來電車軌道の移設地下埋設物
整理は極めて難事業なりしが故に、電車の運轉を中止せずして速に著手せんが爲、關係當局數回に亙り
各種案につき協議したる結果、昭和二年七月十八日漸く次の具體案を作成するを得たり。

- 1 電車軌道は一時假に外濠上に架橋移設せしむ。
- 2 地下埋設物中下水は本市下水課に於て其の費用を以て撤去し、其の他の埋設物は復興事業局にて
調査し其費用は學校建築費の負擔とす。
- 3 護岸は其の儘利用す。
- 4 民有建物移轉は協議により促進せしむ。
- 5 工事費概算一六三、二六〇圓。

内譯

九五、〇〇〇圓 軌道専用橋架設及軌道架線移設費

四六、〇〇〇圓 軌道本移設費

一一、二六〇圓 地下埋設物假移設費

第二十地區 甲 整地

第二十地區 甲 整地

6 工事費負擔區分。

三六四

- 一一八、〇〇〇圓 復興局
- 一二三、〇〇〇圓 市電氣局
- 二二二、二六〇圓 京橋區學校建築費

以上の案に基きて昭和二年十二月十三日電車軌道假移設に著手し、翌年三月完成を見、同年六月學校建築に著手するに至れり。

三 鐵道省用地換地に關する件

本件は本地區山下橋より土橋に至る外濠の對岸に於て省線敷地を外濠側に擴張し、之が爲に減少する外濠幅員を本地區側に於て擴張する爲め、外濠に沿ふ在來街路の八間を十一米に縮少して幅約二間、此面積五百九十三坪六一を鐵道用地に換地せむとするの案にして該外濠沿ひ街路は當初幹線第十九號として擴張するの計畫なりしを變更したるものなり、之に對し土地區劃整理委員會は在來の通り、八間の幅員を存置し度き希望の決議をなしたるものにして、之を十一米に縮少するにつきては反對多かりしも、當局に於て種々説示して漸く其の諒解を求めたり、而して一方幹線第十九號變更に伴ひ新計畫幹線沿道は多大なる減歩を來し、換地設計上極めて困難なりしを以て、以上鐵道擴張充當用地として成る可く新幹線沿線に於て土地を買收せしめ、一般の換地を容易ならしむる事とし、則ち鐵道省は銀座四丁目、加賀町、八官町、南鍋町二丁目、山下町、瀧川町、丸屋町、日吉町、新肴町に於て合計七百七十七坪二三の土地を買收したるを以て、昭和二年十月二十八日換地位置面積案を全部決定するに至れり。

整理前後に於ける土地の狀況を表示すれば左の左し。

整理前後土地面積調

區分	總面積		公共用面積	公共用地面積	潰地面積	潰地面積の整理前宅地面積に對す	潰地面積の整理前宅地面積を控除し
	宅地面積	公共用地面積					
	宅地面積	公共用地面積	公共用地面積	潰地面積	潰地面積の整理前宅地面積に對す	潰地面積の整理前宅地面積を控除し	

整理前後に於ける土地の状況を表示すれば左の左し。

整理前後土地面積調

整理後	整理前	區分		内借地面積	宅地面積	の對する面積	の對する面積	の對する面積	の對する面積	の對する面積	の對する面積	の對する面積
		總面積	面積									
		一四、一五九・二三 ^坪										
		四三、七五九・八五	七四、四九三・三四									
		〇・五八七	〇・五〇〇									
		六八、七五・八九	六三、二七四・一〇 ^坪									
		〇・四八〇	〇・四四二									
			五、四九一・七九 ^坪									
			〇・〇六八六〇二									

備考 面積は實測面積なり、但し整理前借地面積は申告に據る。

宅地面積内譯

整理後	整理前	區分		國有地	公有地	計
		民有地	公有地			
		七〇、八三三・〇七	一、〇五二・七九		二、六〇七・五六	七九、九八五・一三 ^坪
		七五、九八二・三六 ^坪	一、二二三・三七		二、七九・三六	七九、九八五・一三 ^坪
						七九、九八五・一三 ^坪
						七九、九八五・一三 ^坪

第二十地區 甲 整地

四、六三・四九	三三・八五	三、四一〇・七	八、一〇四・四	—	三、七七一・五	八七・九六	—	—	八、五四〇・五
---------	-------	---------	---------	---	---------	-------	---	---	---------

公共用地が宅地となりたる面積

街	路	河川	公園	共同物	堤塘	溝渠	合計
國有	公有	運河	揚場	堤塘	溝渠	合計	
二、七四・三〇	—	六九・七七	一五・五	二九・二四	—	—	三、〇四八・七五

備考 各公共用地の整理前面積に「宅地が公共用地となりたる面積」を加へ、「公共用地が宅地となりたる面積」を減ずるも整理後面積に合致せざるは、公共用地間の用途變更を爲したるものあるに依る。

換地設計の必要上地區を整理前七十五ブロック、整理後七十八ブロックに分ちたるも、對照の便宜上八分區と爲せり、其の區域及分區別整理前後宅地潰地面積を表示すれば左の如し。

分區別區域調

番分號區	區	域	番分號區	區	域
一	南紺屋町、弓町、西紺屋町の一部		五	元數寄屋町一、二、三丁目、南鍋町一丁目、瀧山町、南佐柄木町、山下町、山城町の一部	
二	銀座一、二丁目、白魚河岸、西豊玉河岸の一部		六	元數寄屋町四丁目、尾張町一、二丁目、三十三間堀二丁目、同三丁目の一部、西豊玉河岸の一部	
三	新肴町、鎗屋町、彌左衛門町、西紺屋町の一部		七	加賀町、惣十郎町、八官町、丸屋町、日吉町山城町の一部	
四	銀座三、四丁目、三十間堀一丁目、西豊玉河岸の一部		八	竹川町、出雲町、南金六町、西豊玉河岸の一部、南鍋町二丁目、三十間堀三丁目	

第二十地區 甲 整地

第二十地區 甲 整地

分區別整理前後宅地潰地面積調

分區番號	整理前面積	整理後面積	潰地面積	減步率
一	七、七三・四五 ^坪	七、四三・〇七 ^坪	二七九・三六 ^坪	〇・〇三六
二	八、二七・九〇	七、九四・〇七	二七三・八三	〇・〇三三
三	八、〇四・七七	七、二八・一〇	七三・八七	〇・〇九二
四	九、二五・九六	八、五八・五二	七五・四五	〇・〇八一
五	二、四一・九五	二、四五・七〇	九五・九五	〇・〇七
六	二、一三・四〇	一、〇五・一一	六五・二九	〇・〇五九
七	一三、四五・九八	一三、〇六・六六	一、三九・三三	〇・一〇三
八	九、六三・〇二	九、一八・三二	四九・九〇	〇・〇四七
計	九、九五・三三	七、四三・三〇	五、四九・七九	〇・〇六九

斯くの如く分區間の減步率を見るに、幹線第四號及第十九號關係の分區、即ち第三、第四、第五及第七に於て多く、之が減步の調節並鐵道省買收地換地の爲分區間に千二百二十八坪二合四勺の移出入を行ひたり、分區間の移出入關係を表示すれば左の如し。

分區間移出入面積調

移出分區	移入分區
一	一
坪	坪
二	二
坪	坪
三	三
坪	坪
四	四
坪	坪
五	五
坪	坪
六	六
坪	坪
七	七
坪	坪
八	八
坪	坪
計	計
坪	坪

第二十地區

甲 整地

分區別移出入及實際潰地面積調

三七〇

番分 號區	整理前面積	移出面積	移入面積	差引面積	整理後面積	面實際潰地積	減步率
一	七、七三・四五 ^坪	—	一八・〇〇 ^坪	七、七三・四五 ^坪	七、四三・〇七 ^坪	二九七・三六 ^坪	〇・〇三八
二	八、二七・九〇	—	二五・〇〇	八、三九・九〇	七、九四・〇七	三九八・八三	〇・〇四七
三	八、〇四・七七	四三・〇〇	三四・一八	七、九六・九五	七、二六・一〇	六三〇・八五	〇・〇八〇
四	九、六五・九六	六五・〇〇	一五・〇〇	九、三五・九六	八、五八・五二	七七・四五	〇・〇七九
五	二、四九・六五	二五・八四	二五・七七	二、四二・五九	二、四五・七〇	九六・八八	〇・〇七七
六	一、二三・四〇	—	一〇・〇〇	一、三一・四〇	一〇、五一・二二	七六〇・二九	〇・〇六七
七	一三、四五・九八	四四〇・一一	三六・三九	一三、三四・二六	一二、〇六・六六	一、二六七・五〇	〇・〇九五
八	九、六三・〇二	四九・一元	五七・〇〇	九、六四・七三	九、一三・二二	四五七・六一	〇・〇四七
計	七九、九五・三三	一、三三・二四	一、三三・二四	七九、九五・三三	七四、四三・三四	五、四九一・七九	〇・〇六九

第四章 土地の評價

第一節 整理前土地の評價

大正十四年十二月五日土地區劃整理委員會

第四章 土地の評価

第一節 整理前土地の評価

整理前路線價指數並土地各筆平均坪當指數に關する件は、大正十四年十二月五日土地區劃整理委員會に諮問し審議保留中なりしが、昭和四年十二月十七日土地各筆清算に關する件を附議するに當り其の內容を成すの故を以て本案を撤回し、土地各筆清算書に付て審議し、昭和五年一月三十日修正決議せり。

本地區整理前の土地評價には、路線價に對する奥行價格百分率中特別及甲の兩率を適用せり、即ち京橋より新橋に至る電車通を特別率、其の他の路線を甲率としたり、其の路線價指數は土地の狀況に依り三百二十五個乃至千個と評定せり、即ち銀座通の内銀座四丁目及尾張町一丁目を最高千個、南紺屋町八番地先より西紺屋町と弓町との界に至る路線及銀座一丁目十八番地先より同三丁目二十二番地先に至る路線を最低三百二十五個としたり、路線價指數に基き算出せる土地各筆平均坪當指數の最高は八百五十七個、出雲町三番ノ一にして、最低は百二十三個、日吉町十八番ノ六なり。

宅地全筆の總指數は三千二百八十九萬三千五百八十八個にして、之を宅地總面積の七萬九千九百八十五坪一合三勺にて除したる平均坪當指數は四百一十一個なり。
借地權利價割合は市有河岸地を五割五分、一般宅地を五割と定めたり。

第二節 整理後土地の評価

整理後路線價指數並土地各筆平均坪當指數は之を單獨諮問せず、昭和四年十二月十七日土地各筆清算に關する件を附議するに當り之が内容をなす事を説明し、同案に付て審議決定せり。

整理後の土地評價には特別、甲及乙の三率を適用したり、即ち其の適用路線を擧ぐれば左の如し。

第一 特別率適用路線

- 一 京橋より新橋に至る電車通

第二 甲率適用路線

- 一 特別及乙率適用以外の路線

第三 乙率適用路線

- 一 新設區劃整理路線全部

路線價指數は土地の整理状況に依り二百五十個乃至千二十五個と評定したり、即ち整理前千個に評定したる個所を最高千二十五個とし、地區の西南部八官町一番、二番地界の新設三米路線を最低二百五十個としたり。

路線價指數に基き算定したる土地各筆平均坪當指數の最高は九百四十一個、尾張町一丁目三十三番にして、最低は百十七個、日吉町三十一番なり。

換地全筆の總指數は三千五十九萬四千四百八十九個にして、之を換地總面積七萬四千四百九十三坪三合四勺にて除したる平均坪當指數は四百十個なり。

借地權利割合は整理前同様市有河岸地を五割五分、一般宅地を五割と定めたり。

以上記述せる整理前後に於ける最高最低の路線價指數、各筆坪當指數及宅地總平均坪當指數を表示すれば左の如し。

整理前後路線價各筆坪當及宅地總平均坪當指數調

區	分	整理前		整理後	
		指數	價格	指數	價格
		1,000個	1,200.00円	1,015個	1,445.00円

整理前後路線價各筆坪當及宅地總平均坪當指數調

區分	整理前		整理後	
	指數	價格	指數	價格
路線價	1,000 ^圓	1,800.00 ^円	1,015 ^圓	1,845.00 ^円
各筆坪當	最低 三五	五八五.00	二五〇	四五〇.00
最高 八七	一,四三三.六〇	一,六九三.八〇	九四二	一,六九三.八〇
平均坪當	二二三	二二二.四〇	二一七	二二〇.六〇
宅地總平均坪當	四二	七九.八〇	四一〇	七三六.〇〇

備考 指數單價は壹圓八拾錢なり。

又整理前後に於ける所有權、借地權の評定權利指數を掲ぐれば左の如し。

整理前後所有權借地權評定權利指數調

區分	整理前		整理後	
	指數	價格	指數	價格
所有權	三、五六、一九二 ^圓	四〇、六一、一四五.六〇	二〇、九七九、六六 ^圓	三七、七三三、三六.八〇
借地權	一〇、三七、三九六	一八、六七、三三.八〇	九、六四、八六三	一七、三〇六、七五.四〇
計	三、八三、五八八	五九、二八、四八.四〇	三〇、五九四、四八九	五五、〇四〇、〇二.〇〇

尙整理前後に於ける土地權利價割合を表示すれば左の如し。

第二十地區 甲 整地

整理前後土地權利價割合

三七四

河 岸 地	一 般 宅 地	區 域		所 有 權	借 地 權	土 地 權 利 價 割 計 合	100	100
		所 有 權	借 地 權					
				50	50			
				50	50			

第五章 換地處分

第一節 換地處分案の決定

土地各産物算て關する半は昭和四年十二月十七日土地區劃整理委員會に附議せしが、本地區の換地設

第五章 換地處分

第一節 換地處分案の決定

土地各筆清算に關する件は昭和四年十二月十七日土地區劃整理委員會に附議せしが、本地區の換地設計は局部的に變更多く清算上著しき徵收交付の差異を來せしが爲、原案の指數單價壹圓九十錢に關して委員會に於て各種の意見續出したるも、審議の結果遂に昭和五年一月三十日指數單價を壹圓八十錢に修正の上決議せり、換地處分に關する件は昭和五年二月十七日委員會に附議し、同年二月二十五日原案通過可決したるを以て、同月二十六日内務大臣に本地區の土地區劃整理設計及換地處分に關する認可申請を爲し、同年三月四日認可、同日内務省告示第四十六號を以て換地處分の認可の告示あり、依て即日東京市告示第八十九號を以て右換地處分の件認可ありたる旨を告示せり、而して本地區に於て換地處分を爲したる土地は、所有地整理前七百九十五筆、整理後七百四十五筆、借地整理前千七百七十五件、整理後千六百五十五件なり、土地權利者は所有權者整理前後共三百六十八人、借地權者整理前千八百八人、整理後千百七人なり。

土地各筆清算に際しては、整理前清算土地評定權利指數三千二百八十九萬三千五百八十八個を以て、換地の評定權利指數三千五十九萬四千四百八十九個を除したる比率〇・九三〇一〇四九を、整理前の各筆權利指數に乗じて整理前の比例權利指數を算出せり。

本地區に於ては換地處分告示と同時に町界町名の整理を實施したり。

換地處分の結果左の如し。

第二十地區 甲 整理地

一 清算を爲したるもの

換地 説明 書別	換地		換地		換地		換地		換地		換地		換地		
	面積	積	面積	積	面積	積	面積	積	面積	積	面積	積	面積	積	
甲	八〇、二四六・九〇坪	七、二七二・六四坪	七四、六〇六・九九坪	六、七六六・九三坪	四〇、九〇四・一六六坪	三、七二四・五七坪	九四四、二〇八・四〇	七六八、二二一・二〇	三三三、四三〇・六〇	七三三、二〇九・四〇	七〇九、六四三・八〇				
乙	一三九、八八九・六一坪	一四、一八八・四八〇坪	一三七、一四一・三三坪	一四、一六五・九三六坪	四四、六三三・〇〇坪	四三六、一五六・〇〇坪	四三六、一五六・〇〇	一、〇一一・六〇	二九三、五八二・八〇	三五、一四九・四〇					
計	八〇、二四六・九〇坪	七、二七二・六四坪	七四、六〇六・九九坪	六、七六六・九三坪	四〇、九〇四・一六六坪	三、七二四・五七坪	九四四、二〇八・四〇	七六八、二二一・二〇	三三三、四三〇・六〇	七三三、二〇九・四〇	七〇九、六四三・八〇				
	所有地	借地	所有地	借地	所有地	借地	所有地	借地	所有地	借地	所有地	借地	所有地	借地	
	比例権利指數	権利價格	比例権利指數	権利價格	比例権利指數	権利價格	徵收	交付	徵收	交付	徵收	交付	徵收	交付	
	三〇、五五四・四八九	三〇、〇四〇・〇〇〇	三〇、五五四・四八九	三〇、〇四〇・〇〇〇	三〇、五五四・四八九	三〇、〇四〇・〇〇〇	一、四八八、八二一・四〇	一、四〇〇、〇〇〇・〇〇	一、四八八、八二一・四〇	一、四〇〇、〇〇〇・〇〇	一、四八八、八二一・四〇	一、四〇〇、〇〇〇・〇〇	一、四八八、八二一・四〇	一、四〇〇、〇〇〇・〇〇	

備考 一 換地説明書別欄、甲は所有権と所有権者にして借地権を有するものの借地権との清算を、乙は借地権のみの清算を掲ぐ。

二 従前の所有地面積は臺帳面積に據り、借地面積は申告面積なり。

三 甲借地面積は乙より移記したるものにして、乙借地面積は甲に移記したるものを除きたる面積なり。

二 特別處分を爲したるもの

一 換地を交付せず清算金を交付したるもの

二 特別處分を爲したるもの

一 換地を交付せず清算金を交付したるもの

権利者	區町丁目	地番	地目	権利別	面積	指數	價格	摘要
吉田嘉助	京橋區山下町	四ノ二	宅地	所有權	四・九 ^坪	一、二六五 ^圓	二、二七七・〇〇	地主の希望申出に依る
青柳兼吉外五名	同 元數寄屋町一丁目	一ノ七	同	同	三三・〇四	四、〇六三	七、三三・四〇	兩筆に跨る借地を一筆に取纏めたるによる
岡部正也	同 二丁目	三ノ内二	同	賃借權	九・六〇	二、〇二五	三、六七・〇〇	以下同前
岩月宗一郎	同	五ノ内二	同	同	〇・七三	一四五	一六一・〇〇	
山口徳四郎	同 南鍋町一丁目	一〇ノ内13	同	同	三・〇九	四〇七	七三三・六〇	
澤本岩吉	同	二ノ内五	同	同	二・二三	三六六	六四四・八〇	
伊神兵太郎	同	一ノ内七	同	同	六・八〇	一、二三元	二、〇四八・四〇	
岡本武尙	同	一〇ノ内七	同	同	〇・六六	九〇	一六二・〇〇	
高島多米治	同	一〇ノ内10	同	同	〇・六四	八四	一五二・二〇	
黒川キミ	同	一〇ノ内8	同	同	一・六六	二五八	四六四・四〇	
北村庄三郎	同	一〇ノ内12	同	同	〇・五七	七五	一三五・〇〇	
島田たつ	同	一〇ノ内11	同	同	三・三三	四六六	七六六・八〇	
高橋頼雄	同 南紺屋町	四ノ内1	同	同	〇・九二	三三六	四〇六・八〇	
鈴木源次郎	同	五ノ内2	同	同	二・〇五	三六一	六四九・八〇	

第二十地區 甲 整地

河合鉦太郎	同	同	同	同	同	同	同	同	同
福田源治郎	同	同	同	同	同	同	同	同	同
吉田銀次郎	同	同	同	同	同	同	同	同	同
計	同	同	同	同	同	同	同	同	同

吉田銀次郎	同	同	同	同	同	同	同	同	同
計	同	同	同	同	同	同	同	同	同

二 換地を交付せず且つ清算金を交付せざりしもの

所有者	區町丁目	地番	地目	面積	積	摘	要
東京市	京橋區元數寄屋町一丁目	一ノ外五筆	道路	七・四 ^坪	道	敷	
同	同	二六	河岸地	九・三	共同	物揚場	
同	同	二八	道路	八・七	道	路	
同	同	二八	道路	三五・八五		敷	
計							

三 所有權以外の權利又は處分の制限の指定を爲したるもの

- 一 既登記の所有權以外の權利の指定を爲したるもの地上權五十九件、地上權假登記百九十六件、抵當權二百三十九件、抵當權假登記八件、賃借權三十七件、賃借權假登記十八件、地上權を目的とする抵當權四件、質權一件、合計五百六十二件あり。
- 二 處分制限の指定を爲したるもの假處分一件、和議登記一件、所有權假登記十三件、差押一件、競賣申立一件、豫告登記一件、工場財團一件、合計十九件あり。
- 三 未登記の所有權以外の權利の指定を爲したるもの賃借權千四百六十五件あり。

備考 右の外係争中の賃借權五十五件、借地法第六條該當地十六件、同法第九條該當地八十一件あり。

第二節 清算金

第一 換地處分に關する通知

本地區に於ける換地處分は、昭和五年三月四日内務大臣の認可ありたるを以て、換地説明書に依り直に換地處分に關する通知書を作成し、市内居住者に對しては人夫を使用して之を送達し、其の他に對しては書留郵便を以て之を送達せり。

人夫を使用して送達したるもの千百八十九通、内送達を了したるもの千三十六通、現住所不明の爲持歸りたるもの百五十三通なり、又書留郵便に附したるもの百六十二通、内送達済のもの百五十二通、現住所不明として返送せられたるもの十通、其の他官公署に對するもの八通にして、結局送達を了したるもの計千百九十六通、送達不能なりしもの計百六十三通なり。

前記の如く多數送達不能となりたるは、轉居に因る現住所の異動又は權利者の變更ありたるも其の申告を怠りしに因るものにして、是れ等に對しては昭和五年四月二十五日より地主又は管理人若は借家人等に就き種々苦心の結果現住所を調査し、同年五月三十一日迄に夫々送達を了したり。

第二 清算金の徴收

本地區に於ては徴收清算金に充當し得べき土地補償金なきを以て、徴收清算金は各納付義務者より直接其の全額を徴收すべきものとす、而して其の清算金總額は金百二萬四千七百九十二圓二十錢にして、納入人員六百五十九人なり。

右納入人員中分納申請資格者即ち百圓以上納付すべきもの五百七十三人なるも、内官公署分三件を除き差引五百七十人に對し分納申請期限を昭和五年五月五日とし、同年四月十九日附を以て換地處分に關する通知書と共に分納申請書用紙を送付し置きたる處、右期限内に申請書を提出したるもの二百五十七人にして、資格者總數に對し僅に四割五分に過ぎざりしを以て、同年五月二十一日未提出者三百十三人

に對し更に同月三十一日迄に提出方注意を促せし處、右期日迄に提出したるもの八十一人ありて結局申請者合計三百三十八人となり、資格者總數に對し五割九分となりたり。

依て右申請書を審査の上、同五年八月一日分納許可の決定を爲し、同日各申請者に對し許可書を送付せり。

き差引五百七十人に對し分納申請期限を昭和五年五月五日とし、同年四月十九日附を以て換地處分に關する通知書と共に分納申請書用紙を送付し置きたる處、右期限内に申請書を提出したるもの二百五十七人にして、資格者總數に對し僅に四割五分に過ぎざりしを以て、同年五月二十一日未提出者三百十三人

に對し更に同月三十一日迄に提出方注意を促せし處、右期日迄に提出したるもの八十一人ありて結局申請者合計三百三十八人となり、資格者總數に對し五割九分となりたり。
依て右申請書を審査の上、同五年八月一日分納許可の決定を爲し、同日各申請者に對し許可書を送付せり。

今分納清算金に付其の内譯を示せば左表の如し。

回数區分	元	金	利	子	計	人員	納期限
一	六、七三・二三			一、八六五・〇四	六、七三・二三	三六	昭和五、八、三
二	四八、〇七三・四七			一六、七七〇・五九	六、七六八・五一	三八	同六、二、二六
三	四六、〇九六・四七			一四、九六六・八二	六、八七〇・〇六	三三	同八、三
四	四五、四九二・三四			一三、一〇七・二五	六、〇四九・二六	三〇	同七、二、二九
五	四六、〇九八・八六			一一、二六三・四四	五、二〇六・一一	二五	同八、三
六	四、七〇・六七			九、四七四・六四	五、九八四・一一	二五	同八、二、二六
七	四五、五七七・〇三			七、六五・六〇	五、〇五・六七	二三	同八、三
八	四六、二九・二三			五、八〇六・五七	五、七九〇・七三	二三	同九、二、二六
九	四六、九三三・六四			三、九九二・二六	五、七四〇・二三	二五	同八、三
〇	四八、五六・二〇			一、九八八・九九	五、二四五・四六	二〇	同二〇、二、二六
二	四九、七四八・一九				五、七七・一八	一八	同八、三
計	五三九、〇三三・一三			一〇、三六四・二〇	六三三、七三三・三三	一	

第二十地區 甲 整地

本地區の清算金徵收事務は京橋區役所に於て取扱ふものにして、昭和五年五月より之が徵收を開始せり。

三八二

第三 清算金の交付

本地區に於ける交付清算金總額は金百二萬四千七百九十二圓二十錢にして、昭和五年四月二十一日之が支拂を開始し、同六年三月末日迄に交付せし金額九十五萬八千六百七十一圓なり。

而して前期交付濟額中京橋區役所に於て支拂を爲したるもの金九十萬九百八十一圓也、官廳の納入告知書に依り市會計課に於て納付したるもの金八千七百五十三圓四十錢(内務省分及他地區の徵收清算金と相殺に依り支出したるもの金四萬八千九百三十六圓六十錢鐵道省及本市電氣局分)なり。

第六章 土地補償金

本地區に於ける宅地減歩率は六分八厘六六〇一にして、特別都市計畫法第八條第一項に該當せず、從て補償金の交付を要せざるものとす。

第七章 登記及地價配賦

第一節 登記

本地區に於ける宅地減歩率は六分八厘六六〇一にして、特別都市計畫法第八條第一項に該當せず、從て補償金の交付を要せざるものとす。

第七章 登記及地價配賦

第一節 登記

第一 代位登記

土地に關し代位登記を爲したる件數は土地表示更正變更四十八件、土地名義人表示更正變更四十件、土地分合筆五十四件、家督相續三十五件なり。

第二 區劃整理登記

土地囑託筆數は整理前七百七十九筆、整理後六百六十九筆にして、建物囑託件數は要登記のもの七百七十四件、現存を認め難きもの二千二百四件なり、囑託書を東京區裁判所に提出したるは昭和五年十一月三日にして、登記の完了は昭和六年二月二十五日なり、而して登記の停止期間は換地處分告示の日、即ち昭和五年三月四日より約一箇年に亘れり。

第二節 地價配賦

第一 地價配賦前の處理

本地區の土地區劃整理施行申告、工事著手届及工事完了届を京橋稅務署長に提出したる年月日左の如し。

- | | |
|--------------|-----------|
| 一 土地區劃整理施行申告 | 昭和三年六月十九日 |
| 一 工事著手届 | 同 日 |
| 一 工事完了届 | 同 五年三月四日 |

第二十地區 甲 整地

第二 地價配賦

地價配賦案は昭和五年二月二十七日之が作成を了し、同月二十八日京橋稅務署長に提出し、同三月四日地價配賦許可の指令を受けたり。

本地區整理前有租地の地價總額は二百八十八萬千五百六十九圓九十七錢にして、整理に依り減少したる有租地面積に對する控除地價額は二十二萬三千百九十五圓二十一錢なり、之を前述の地價總額二百八十八萬千五百六十九圓九十七錢より控除したる二百六十五萬八千三百七十四圓七十六錢は即ち整理後有租地に對し配賦せらるべき地價總額とす、而して整理後各筆評定指數千個當配賦地價額は九十圓五六二七四二五となる、地價配賦算定に關する數字を示せば左の如し。

一 整理前後有租地面積

整理前面積	整理後面積	差引減歩面積
七七、〇八四・三六 ^坪	七一、二三・七〇 ^坪	五、九七〇・六六 ^坪

二 整理前有租地坪當平均地價

整理前有租地面積	同上總地價	坪當平均地價
七七、〇八四・三六 ^坪	二、八八一、五九・九七 ^円	三七・三六二 ^円

三 控除せらるべき地價

有租地差引減歩面積	坪當平均地價	控除地價
五、九七〇・六六 ^坪	三七・三六二 ^円	二〇三、一五・二二 ^円

三 控除せらるべき地價

有租地差引減歩面積	坪 五、九〇・六	坪當平均地價	坪 三七・三三	控除地價	坪 三三、一五・二
-----------	-------------	--------	------------	------	--------------

四 整理後評定指數千個當配賦地價額

整理後有租地總指數	坪 二元、三五、九六	配賦地價額	坪 二、六八、三四・六	指數千個當配賦地價額	坪 九〇、五六七四・五
-----------	---------------	-------	----------------	------------	----------------

次に整理前後の土地を有租地、免租地及公共用地の區分に従ひ地目別に掲記すれば左の如し。
整理前後土地面積及筆數調

區分地目	從前の土地		整理後の土地		面積差引		筆數差引	
	臺帳面積	筆數	實測面積	筆數	增	減	增	減
有租地	宅 耕地整理法第十五條第一項該當地計 七五、八〇・五 ^坪 一、四一・九 七、九三・五	七四 一 七	七、二三・七 ^坪 七、二三・七	七三 七三	坪 五、八八・八 ^坪	坪 五、八八・八 ^坪		
民有免租地	鄉村社地	三	三五・〇	一		四・九		二
區有免租地	公立學校敷地	八	一、〇九・七	二	四五・五			六

第二十地區 甲 整地

合計	市有免租地			國有免租地			公共用地			
	道	共同物揚場	軌道用地	河岸地	道	共同物揚場	軌道用地	河川運河	道	
一四、九七・四	一、四八・六	一五三・三	一、二七・九	一、二七・九	一、四八・六	一五三・三	一、二七・九	四八、三三・四〇	一三、九二・四	三三、三六・八
七五	八	七	一〇	一〇	八	七	一〇	—	—	—
一四、二五九・三	一、二五八・二	—	一、一五〇・七	一、一五〇・七	一、二五八・二	—	一、一五〇・七	五〇、四六・三〇	一四、一五・九	六、六三・二四
七五	三	—	一	一	三	—	一	—	—	—
六、四九三・六	二・七五	—	—	—	二・七五	—	—	六、二五・九〇	一七三・五〇	六、四三・四〇
二〇・八	二〇・三	一五三・三	三・六	三・六	二〇・三	一五三・三	三・六	—	—	—
三〇	〇	—	九	九	〇	—	—	—	—	—
三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

乙 建物其の他の工作物移轉

第一章 整理前の建物

乙 建物其の他の工作物移轉

第一章 整理前の建物

第一節 建物狀況

本地區整理前の宅地總面積は七萬九千九百八十五坪一合三勺にして、之に所在する建物の總棟數は二千三百五十九棟、此の延坪數九萬五千九百三十坪八勺なり、而して建物一棟當り宅地面積は三十三坪九合一勺、同建物延坪數は四十坪六合六勺なり。

前記總棟數の内、移轉を要するもの二千八百八十八棟にして、爾餘の百七十一棟は換地の關係に依り、其の儘据置き得る不要移轉建物なり、之を構造別に示せば左の如し。

種別	建物總數		内		譯
	棟數	延坪數	要移轉建物棟數	延坪數	
木造建物	二、二六三	六、三六・七 ^坪	二、二二三	七、四四・五 ^坪	一四
石造平家建	二	五・三五	二	五・三五	一
同 二階建	三	四三・六	二	四三・六	一
同 三階建	一	二七・五	一	二七・五	一
煉瓦造平家建	二	四三・六	二	四三・六	二
同 二階建	三	一、四六・五	三	八六・一五	九
					六〇・五〇

第二十地區 乙 建物其の他の工作物移轉

第二十地區 乙 建物其の他の工作物移轉

建物總數に對する百分比	棟數	延坪數	一棟平均坪數
同 三階建	一〇	九・四	八
同 四階建	二	六・〇	一
同 五階建	五	三・〇	五
鐵骨造平家建	六	三・七	一
同 二階建	四	二・八	一
鐵筋コンクリート造平家建	四	一・七	一
同 二階建	二	一・九	一
同 三階建	四	三・五	一
同 五階建	一	三・〇	一
同 七階建	一	二・五	一
同 八階建	一	六・〇	一
計	二、三五九	二、一八六	一七
建物總數に對する百分比	一〇〇・〇〇	六・九	七・五

三八八

要移轉建物の用途を大別すれば、商店八百九棟の三割六分を最高とし、住宅五百四十棟の二割四分之に次ぎ、以下飲食店、事務所、倉庫、藝妓置屋等の順位なり、之を表示すれば左の如し。

種別	棟數	延坪數	一棟平均坪數
官署	四	〇・一八	二七・六
公署	〇・四	八・〇	八・九

第二十地區 乙 建物其他の工作物移轉

種別	棟		延坪	一棟平均坪數
	數	要移轉總棟數に對する百分		
官署	四	〇・一八	二二・八七	二七・六 ^坪
官舎	九	〇・四二	八〇・五〇	八・九四
學校	四	〇・一八	四九・三五	二三・〇六
神社	二	〇・〇九	二〇・四六	一〇・二三
教堂	一	〇・〇五	三七・五	三七・五
祠宇	二	〇・〇九	三・七六	一・八八
病院	一	〇・〇五	六三・五	六三・五
醫院	三	〇・一四	一、三三・六	四二・七
銀行	九	〇・四二	五六・七四	五・五
事務所	一三	〇・五	七、二三・七	五・七
住宅	五〇	二・四・六	一、五〇・八九	二・三
旅館	九	〇・四	四六・五	五・二八
寄舎	五	〇・二三	一四・六〇	三・〇九
商店	八	〇・三	三、一八・五	三・五
料理店	六	二・七	三、五三・〇	五・二五
飲食店	一四	六・七	二、八九・二	一・九四

第二十地區 乙 建物其他の工作物移轉

待合	藝妓	觀物	席亭	娛樂場	質屋	浴場	理髮店	周旋業	運送業	工場	小工場	倉庫	自動車	其他	計								
三、七五	四、七一	一〇、三	〇、四	〇、三	〇、四	〇、三	一、〇〇	〇、四	〇、九	〇、四	〇、五	〇、六	〇、六	四、九	一〇、九	一〇、一	一、〇	一、〇	一、〇	二、三	二、一	二、八	
三、一八四・九七	三、二七四・六二	一〇、七・七五	一、三三・〇八	四、七・六	一、三三・九七	四、五〇・二八	六、四二・三	五、七・六	二、九・五	一、一七・三	三、七・六	四、三六・五	四、七・六	三、八・四	九、三・八	五、六、六・五	三、八・四	三、七・九	一〇、七・七五	三、七・九	三、七・九	三、七・九	三、七・九
三、八四	三、七九	一〇、七・七五	三、三・六	六、〇・八	二、六・九	四、五・〇	二、八・七	二、八・二	三、三・元	一、〇・六	二、六・五	四、七・九	四、七・七	三、八・四	四、一・九	三、七・九	三、八・四	三、七・九	三、七・九	三、七・九	三、七・九	三、七・九	三、七・九

三九〇

第二節 地區告示後の建築

大正十三年三月二十七日東京都市計畫土地區劃整理施行地區の告示後に於て、假設建築物として新築改築、増築等の爲、東京府知事に許可申請を爲したるもの建物三百二十八棟、工作物三件、内許可せら

第二節 地區告示後の建築

大正十三年三月二十七日東京都市計畫土地區劃整理施行地區の告示後に於て、假設建築物として新築、改築、増築等の爲、東京府知事に許可申請を爲したるもの建物三百二十八棟、工作物三件、内許可せられたるもの建物二百十八棟、工作物二件、許可せられざりしもの建物百十棟、工作物一件なり、而して前記の如く不許可の指令を受けたるにも拘らず、新築、改築、増築等を爲し、事業施行の必要上、移轉を要したるもの建物六十四棟なり。

以上の建物其の他の工作物を新築、改築、増築等に區分し、尙不許可處分を爲したるものに對しては其の原因を類別し各之を表示すべし。

假設建築物築造申請に對する種別調

區分	申請		許可		不許可	
	建物棟數	工作物件數	建物棟數	工作物件數	建物棟數	工作物件數
新築	二五	一	一七	一	七	一
改築	三	二	八	一	四	一
増築	三	一	六	一	九	一
計	三六	三	三三	三	二〇	一

第二十地區 乙 建物其の他の工作物移轉

第二十地區 乙 建物其の他の工作物移轉
不許可處分の原因調

區	分		建物棟數	工作物件數
	障	障		
路	支	支	三	—
換	支	障	三	—
坪	數	超	五	—
單	價	超	三	—
路	支	障	三	—
路	支	障	一	—
換	支	障	三	—
坪	數	超	一	—
構	造	制	—	—
計	限	外	—	—
			110	—

第二章 移轉計畫

本地區は之を七十五箇の移轉群に分ち、大正十五年五月より建物及工作物の現状調査に着手し、調査の移轉群より逐次移轉工法並工程を定め、昭和二年十月全部の移轉計畫を終了せり。

第二章 移轉計畫

本地區は之を七十五箇の移轉群に分ち、大正十五年五月より建物及工作物の現状調査に著手し、調査の移轉群より逐次移轉工法竝工程を定め、昭和二年十月全部の移轉計畫を終了せり。而して要移轉建物二千八百八十八棟に對する移轉工法を見るに、曳方一部除却に依るもの千百三十一棟にして五割一分を占め、之に次ぐは移築一部除却の四百二十三棟にして一割九分に相當し、他は据置一部除却、曳方、移築、特別移築の順位なり、之を構造別に示せば左の如し。

種別	工法別棟數					計
	曳方	一部除却	移築	一部除却	据置	
木造建物	一五	一、二七	二五	四〇一	二八三	二、三三
石造平家建						二
同 二階建						二
煉瓦造平家建	四	二	八	八	四	二六
同 二階建	三		三	四	一	一三
同 三階建			一			一
同 四階建			一			一
鐵骨造平家建	一	二	一	四		六
同 二階建						四

第二十地區 乙 建物其の他の工作物移轉

第二十地區 乙 建物其の他の工作物移轉

對要 移轉 する 百分 比に	計	鐵筋コンクリート		
		同 二 階 建	同 三 階 建	同 家 建
九・三	二〇四	—	—	—
五・六	一、三三	—	—	—
六・〇	三三	—	—	—
一九・三	四三	二	—	—
一三・五	二九七	—	—	二
〇・五	—	—	—	—
一〇〇・〇	二、一八	四	二	四

三九四

建物の移轉實施期間を、大正十五年十月より昭和四年一月迄の二年四月とし、大正十五年に於て七十
六棟、昭和二年に於て千二百三十棟、同三年に於て八百八十棟、同四年一月に二棟の工事を完了するこ
とに豫定したり、之を月別に示せば左の如し。

年 月	大正十五年			
	昭和四年	昭和三年	昭和二年	昭和元年
一月	二	一	—	—
二月	—	一	—	—
三月	—	一	—	—
四月	—	一	—	—
五月	—	一	—	—
六月	—	一	—	—
七月	—	一	—	—
八月	—	一	—	—
九月	—	一	—	—
十月	—	一	—	—
十一月	—	一	—	—
十二月	—	一	—	—
計	二	一	—	—
累計	二、一八	二、一八	一、三〇	一、〇六

前記計畫に依るときは、要移轉建物二千八百八十八棟、此の延坪數七萬五千六百七十六坪九合五勺は、
整理後に於て其の棟數に増減なきも、坪數に於ては一割二分一厘の縮少を來し、六萬六千四百八十五坪
二合九勺となる、之を建物の構造別に對照すれば左の如し。

種 別	整理前建物		整理後建物		差 引	
	棟 數	延 坪 數	棟 數	延 坪 數	棟 數	延 坪 數
木 造 建 物	二、三三	七、四四・五	二、三三	六、六七・六	—	八、八五・七
						一、一八

整理後に於て其の棟數に増減なきも、坪數に於ては一割二分一厘の縮少を來し、六萬六千四百八十五坪二合九勺となる、之を建物の構造別に對照すれば左の如し。

種別	整理前建物		整理後建物		差引	
	棟數	坪數	棟數	坪數	棟數	坪數
木造建物	二・二三	七三、四九四・五九 ^坪	二・二三	六四、六七・六二 ^坪	—	八、八二六・九七 ^坪
石造平家建	二	五三・三五	二	三二・四二	—	一八・九三
同 二階建	二	四三・七六	二	二八・〇九	—	一五・六七
同 煉瓦造平家建	二	四三・六六	二	三二・三二	—	一五・三四
同 二階建	三	八六・二五	三	七〇・四八	—	一五・六七
同 三階建	二	九八・四九	二	八・五	—	一六・九
同 四階建	一	六〇・〇〇	一	六〇・〇〇	—	—
同 鐵骨造平家建	六	一三・七〇	六	九・二五	—	一三・四五
同 鐵筋コンクリート造平家建	四	二〇・八八	四	一七・九	—	三・八九
同 二階建	四	一七・二	四	一三・六	—	四・七五
同 一階建	二	二四・五九	二	一八・九二	—	五・六七
同 三階建	四	三〇・五三	四	二四・八三	—	五・七〇
計	二、二八	七三、六六・六五	二、二八	六四、四五・二九	—	九、二一・三六

第二十地區 乙 建物其の他の工作物移轉

第三章 移轉手續

第一節 移轉命令

大正十五年六月三十日第一次移轉命令として、南鍋町二丁目の一部第二十八移轉群建物十六棟及工作物に對し、移轉命令十八通、同通知二十三通を發し、爾來引續き發令に努め、昭和二年十一月三十日銀座一丁目の一部第七十五移轉群の發令を最後とし、要移轉建物二千八百八十八棟の内、協議並直轄移轉に依る六十九棟を除きたる二千百十九棟（内一棟は其の一部を直轄移轉したるも大部分は移轉命令に基き移轉したるものなり）及工作物に對し、移轉命令千七百九十三通、同通知二千二百八十通を發し、茲に全部の發令を終へたり、之を月別に示せば左の如し。

年	月	命令棟數	命令通數	命令通知通數
大正十五年 昭和元年	六	六	六	三
	七	一	一	一
	八	一	一	一
	九	二	二	一
	十	三	三	一
	十一	三	三	一
	計	二	三	三

第二十地區

乙 建物其の他の工作物移轉

第二十地區 乙 建物其の他の工作物移轉

合 計	昭和二年										
	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	
計	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	
二、二九	一、六八	二、九	三、五	六	二、九	一、五〇	七	一、五	一、七	二、三	一、八
一、七三	一、五四	二、四	三、〇	三	一、九	一、三	五	一、四	二、九	一、八	一、九
二、二八〇	二、〇三	二、五	二、四	六	二、六五	一、七	四	二、二	一、〇五	二、五	二、七

備考 本表中には移轉命令發令後取消を爲したるものを含まず。

第一 協議移轉

本地區に於て協議移轉を爲したるもの建物六十八棟、工作物十六件あり、内建物十八棟、工作物一件

第二節 協議並直轄移轉

は官公署の所有に係り、事業實施の便宜上協議移轉を爲したるものにして、其の他の民有に屬する建物五十棟、工作物十五件は何れも移轉促進の爲、特に急施を要したるものなり。

第二 直轄移轉

本地區に於て直轄移轉を爲したるもの建物二棟内一棟は其の大部分を移轉命令に基き義務者自ら移轉

第一 協議移轉

本地區に於て協議移轉を爲したるもの建物六十八棟、工作物十六件あり、内建物十八棟、工作物一件

は官公署の所有に係り、事業實施の便宜上協議移轉を爲したるものにして、其の他の民有に屬する建物五十棟、工作物十五件は何れも移轉促進の爲、特に急施を要したるものなり。

第二 直轄移轉

本地區に於て直轄移轉を爲したるもの建物二棟内一棟は其の大部分を移轉命令に基き義務者自ら移轉し直轄移轉を爲したるは極めて小部分なるに付棟數計算に於ては移轉命令の分に包含す(工作物三件、動産三件あり、内建物一棟、工作物一件は官公署の所有に係り、其の希望に依り直轄施行を爲したるものにして、其の他の建物一棟、工作物二件、動産三件は民有に係り、之が施行理由を述べれば、建物は既に移轉命令を發しありしも、移轉實施遲延の已むなき事情ありし爲第五章第一節參照建物所有者の申出に依り、移轉促進上差當り移轉支障となるべき部分(大部分は後日義務者自ら移轉せり)を除却したるもの、工作物二件は所有者の希望に依るもの、動産三件は無斷他人の換地内に建築材料等を堆積し、之が撤去に應ぜざりしものなり。

第二十地區

乙 建物他の他の工作物移轉

因に前表建物及工作物移轉料算定の基準となりたる新築費を示せば左の如し。

建物棟數	延坪數	補償金	内訳			
			區分	金額	坪當	
二、一八八	七五、六七・九五 ^坪	三、一八一、四六三・八〇 ^円	建物移轉料	一、六九三、四六三・三三 ^円	三三・元	
			工作物移轉料	三三三、八三三・〇六	五・〇七	
			造作移轉料	六〇、六一〇・〇七	〇・八〇	
			動産移轉料	一五、二九〇・一一	二・二八	
			休業補償	六七、四七二・五九	八・四二	
			雜費	一四〇、九三三・七六	三・一八	
			計	三、一八一、四六三・八〇	四三・〇三	

種別	棟數	延坪數	一棟當延坪數	新築費	坪當單價
木造建物	二、三三	七三、四九四・五九 ^坪	三三・六三 ^坪	五、五九二、八五九・五七 ^円	七六・一〇 ^円
石造平家建	二	五三・三五	二六・六六	一三、三〇七・〇一	二三〇・六
同 二階建	二	四三・七六	二一・八八	六、六三三・三三	一五・五九
煉瓦造平家建	二六	四三三・六八	一六・三〇	七九、〇六七・七三	一八六・五〇
同 二階建	三三	八六一・一五	二六・七九	一七三、六六六・〇二	三三二・九
同 三階建	二	九八・四九	四九・二五	二八、二八一・四六	二八七・一五

第二十地區 乙 建物其の他の工作物移轉

第二十地區 乙 建物其の他の工作物移轉

同	鐵骨造	同	鐵筋コンクリート造	同	同	同	同	工	計
四階建	平家建	二階建	二階建	二階建	三階建	三階建	三階建	物	
一	六	四	四	二	四	四	一		二、一八八
六、〇〇〇	二二、七〇〇	二〇、〇八八	一七、一七一	二四、五九	三〇、五五五	三〇、五五五	三〇、五五五		五、六六六
六、〇〇〇	二〇、四五五	五、五七一	四、二八	一三、三〇〇	六、四	六、四	六、四		四、五
一八、四五五・四三	二、二四八・六〇	一三、一三〇・七	五、五六九・〇八	七、五五五・三四	六、一五五・二九	七二、九八三・六五	六、七三三・八三・二四		六、七三三・八三・二四
二七九・四八	九・六八	一〇四・九四	三五・四五	三〇七・二五	二〇三・三五	九・四二	八・九七		八・九七

四〇二

備考 工作物の坪當單價は其の新築費を建物總延坪數にて除したるものなり。

前掲補償金及移轉料の總額を、更に種別毎に分類して示せば左の如し。

一 補償審査會に於て決定せる補償金

建物棟數	延坪數	補償金	内	
			區分	額
二、〇五五	六八、九五・八七 ^坪	三、〇〇九、九六・六九 ^円	建物移轉料	一、五〇、六五・二二 ^円
			工作物移轉料	三五、二九五・六三
			造作移轉料	五九、三三・三三
			動産移轉料	一六〇、八八一・〇六
				二、三三

休業補償	雜費	計
六八、八五九・七一	三、〇〇九、九六・六九	三、〇〇九、九六・六九
九・二二	三、〇〇九、九六・六九	三、〇〇九、九六・六九
三・三三	三、〇〇九、九六・六九	三、〇〇九、九六・六九
四・六五	三、〇〇九、九六・六九	三、〇〇九、九六・六九

二、〇五五	六八、九五・八七	三、〇〇九、九六・六九	三、五二、二五・六三	五・〇九
			五九、二一・三三	〇・八六
			一六〇、八八一・〇六	二・三三

備考 補償金決定後火災に因り焼失したる建物十四棟、此の既決補償金九千百八十二圓二十九錢を四千八十圓七十八錢に変更したり。

二 協議移轉に依る移轉料

建物棟數	延坪數	移轉料	内		譯
			區分	金額	
六	一、九三・四 ^坪	九七、九六・元	建物移轉料	五、六八・四〇 ^円	二六・五 ^円
			工作物移轉料	一三、〇四・六二	一一・六四
			造作移轉料	一、三九・七五	〇・七一
			動産移轉料	四、〇五・八五	二・〇六
			休業補償	七、五三・六二	三・八一
			雜費	九、二五・一五	四・六
			計	九七、九六・元	四九・三七

計	三、〇〇九、九六・六九	四三・空
休業補償	六八、八五・七一	九・二二
雜費	二九、〇六・八五	三・三三

第二十地區 乙 建物其の他の工作物移轉

第二十地區

乙 建物其の他の工作物移轉

三 直轄移轉工事費並其の補償金

四〇四

區分	棟數又は件數	延坪數	補償金	工事費	建物			工作物			動産取片付					
					棟	坪	料	棟	坪	料	棟	坪	料			
計	六件棟	二七・三坪	一、九三〇・〇〇	三、六八〇・〇〇	一棟	二七・三坪	一、九三〇・〇〇	三件	二七・三坪	一、三〇〇・〇〇	三件	二七・三坪	一、三〇〇・〇〇	六件棟	二七・三坪	三、六八〇・〇〇

備考 本表建物欄には一部直轄移轉を爲したる建物の坪數二十三坪一合二勺、工事費千四百七十五圓を包含す。

四 不許可建物の移轉料

建物棟數	延坪數	移轉料	區分		額	坪	當
			内	分			
計	四、七二〇・四〇坪	六、三五・三	計	費	六、三五・三	一四・五	一二・三
			建物移轉料		五、一九〇・八〇		一二・三
			工作物移轉料		七、六五八・八一		一・三三
			雜費		二、四八六・〇一		〇・五三

五 豫告を受けざる占有者の移轉料

件數	移轉料	區分		分金	額
		内	譯		
計					

五 豫告を受けざる占有者の移轉料

件	數	移 轉 料	區 内		分 金	譯 額
			工 作 物 移 轉 料	造 作 移 轉 料		
	九	一、五七・一〇	工 作 物 移 轉 料	造 作 移 轉 料		一、五七・一〇
			動 産 移 轉 料	休 業 補 償 費		一、〇五九・一五
			計			二五・七五
						一、五七・一〇

第二節 補償金の決定通知と其の交付

移轉損害補償金の決定通知は大正十五年九月より開始し、爾來決定の都度之が通知をなし、昭和四年五月を以て一先終了せるも、其の後に至り補償金の一部に變更を來したるものあり、之が變更通知は同年七月に及びたり。

然るに前記通知書中住所不明の爲返送せられたるもの多數あり、右は何れも住所異動に因るものなるを以て、之等に對しては極力其の移轉先を調査の上判明したるものには夫々通知を爲し、全く所在不明なるものに付ては、昭和四年四月二十三日日本市公報に掲載し公示送達をなせり。

補償審査會に於て決定したる補償金及協議其の他の方法に依りたる移轉料は、大正十五年十一月より

第二十地區 乙 建物其の他の工作物移轉

第二十地區 乙 建物其の他の工作物移轉

四〇六

之が交付を開始し、昭和六年三月末日迄に交付せし金額三百七十七萬八千四百七十一圓三十九錢にして、内國負擔額百九十二萬六千七百九十圓九十七錢、市負擔額百二十五萬千六百八十圓四十二錢なり。而して昭和四年十一月即ち移轉工事完了迄に、要移轉建物の内抵當權の設定ありたるもの二百五十三棟、此の件數二百七十九件あり、内建物一棟此の補償金千四百二十三圓二十四錢は、抵當權者の支拂同意を得ざる爲東京供託局に供託し、其の他は抵當權者の同意を得て支拂を了したり。

第五章 移轉實施

第一節 實施狀況

昭和四年一月迄に、完了する豫定

第五章 移轉實施

第一節 實施狀況

本地區に於ける移轉工事は別表に示すが如く、大正十五年十月より昭和四年一月迄に、完了する豫定にして、之が實施の概要を述べれば、各年共豫定の工程を見る能はず、最終工期たる昭和四年一月迄に工事完了の豫定なりし二千八百八十八棟の内、二千九十八棟は豫定期間中に、殘餘の九十棟は特殊の事情の存する一棟を除き同年五月迄に、残り一棟は同十一月に、尙建物以外の工作物も同時期迄に移轉を了し、結局豫定に遅ること十箇月にして全部の完了を見たり、之を年別に示せば左の如し。

大正十五年に於ける移轉

昭和元年 大正十五年十月より十二月に至る工事豫定棟數七十六棟に對し、工事完了せるもの三十八棟、此の進捗歩合五割にして、殘餘の三十八棟は工事未了の儘翌年に繰越したり。

昭和二年に於ける移轉

昭和二年一月より十二月に至る既定の工事豫定棟數は千二百三十棟、之に前年より繰越しに係る三十八棟を加へたる合計千二百六十八棟は、此の期に於て工事施行を要する棟數なり、内工事完了したるもの五百八十九棟、此の進捗歩合四割六分五厘にして、殘餘の六百七十九棟は工事未了の儘翌年に繰越したり。

昭和三年に於ける移轉

昭和三年一月より十二月に至る既定の工事豫定棟數は八百八十棟、之に前年より繰越しに係る六百七十九棟を加へたる合計千五百五十九棟は、此の期に於て工事施行を要する棟數なり、内工事完了したる

もの千四百四十八棟、此の進捗歩合九割二分九厘にして、殘餘の百十一棟は工事未了の儘翌年に繰越したり。

昭和四年に於ける移轉

昭和四年一月中の既定工事豫定棟數は二棟、之に前年より繰越に係る百十一棟を加へたる合計百十三棟は、此の期に於て工事施行を要する棟數なり、内一月中旬に工事完了したるもの二十三棟、殘餘の九十棟中八十九棟は、同年五月迄に逐次工事の完了を見たるも、殘る一棟は更に遅ること半歳、同年十一月に至り漸く工事を完了したり。

工事の最も遅延したる一棟は、山下町十七番所在アドバタイザ―新聞社にして、日刊新聞社なるを以て、移轉計畫上特に注意し、一棟の建物を二期に分ちて移轉せしむることとし、昭和三年四月及同年六月の二回に現在地を撤去すべく移轉命令を發したり、然るに同社は米人の經營に係り、其の敷地の借地權に關し、地主との間に紛争を構へながら區劃整理を機會に敷地の擴張を要望し、或は過大なる補償金を期待する等の事あり、容易に工事に著手せざる爲、昭和三年十月直轄工事を以て、差當り街路工事上支障となるべき建物の一部を除却し、爾餘の工事施行に付ては前記の如く外人の經營に係るを以て、専ら復興局並外務省の斡旋に待ちたる結果翌四年五月補償金を決定し、同年九月借地權の紛争解決し、併せて敷地擴張に關する協定成り、同年十一月移轉工事を完了したる次第なり。

今前掲移轉を了したる建物を、更に移轉手續別に分類するときは、命令に依りたるもの二千百十九棟(内代執行を爲したるもの十八棟を含む)協議に依りたるもの六十八棟、直轄工事に依りたるもの一棟なり。

移轉實施月別棟數表 (本表棟數は協議移轉及直轄移轉のものを含む)

年	月	移轉命令	補償金決定	工事完了豫定	工事完了
	月別	移轉	補償金決定	工事完了豫定	工事完了
	累計	移轉	補償金決定	工事完了豫定	工事完了
	月別	移轉	補償金決定	工事完了豫定	工事完了
	累計	移轉	補償金決定	工事完了豫定	工事完了

第二十地区

乙 建物其の他の工作物移轉

年	大正十五年												昭和二年											
	六	七	八	九	十	十一	十二	一	二	三	四	五	六	七	八	九								
月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月								
移轉	六	六	一	一元	二元	三元	二元	一元	二元	三元	一元	二元	一元	二元	三元	七								
命令	六	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七								
補償金決定	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一								
工事完了豫定	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一								
工事完了	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一								
計	六	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七								
計	六	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七								

移轉實施月別棟數表 (本表棟數は協議移轉及直轄移轉のものを含む)

第二十地區 乙 建物其他の工作物移轉

昭和三年

四	三	二	一	十	十	十	九	八	七	六	五	四	三	二	一	十	十	十
月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
			二	六	四	六	一	一	二	一					三	四	二	二
			二、二八	二、二六	二、二七	二、二六	二、二五	二、二四	二、二四	二、二四	二、二五	二、二四	二、二四	二、二四	二、二四	二、二四	二、二七	一、八五
			二	六	四	六	一	一	二	二	二	一	二	二	六	六	二	二
二、二七	二、二七	二、二七	二、二七	二、二五	二、二九	二、二五	二、二四	二、二四	二、二四	二、二四	二、二五	二、二五	一、八四	一、七六	一、六〇〇	一、五八二	一、四三	一、三三
			二	六	四	六	一	六	四	九	二	二	七	三	九	八	二	二
			二、二八	二、二六	二、二七	二、二六	二、二五	二、二四	二、二三	二、二六	一、九六	一、七九	一、五四	一、四七	一、三五	一、三〇六	一、二八	一、二五
一五	一六	一〇	一三	一五	一三	一五	一五	一五	一六	一七	二〇	二〇	二二	二二	二二	二〇	一六	一六
二、二九	二、二八	二、二八	二、二八	二、二五	一、九〇	一、七七	一、五五	一、二五	一、二七	一、〇四	九四	八四	七二	六〇	六四	六七	五五	四九

四一〇

昭和四年

七 六 五

月 月 月

| | |

| | |

| | |

| | |

| | |

| | |

| | |

二、二八
二、二七
二、二七
二、二六

四	三	二
月	月	月
二、二七	二、二七	二、二七
二、二七	二、二七	二、二七
二、二六	二、二六	二、二六

昭和四年					
十	十	九	八	七	六
一	月	月	月	月	月
					一
					二、二六
一					一
二、二六	二、二七	二、二七	二、二七	二、二七	二、二六

第二節 代執行

移轉命令を受け指定期限を経過し、現場係員より工事實施方に付屢次誘導督勵を爲すも、容易に其の義務を果さざる爲、戒告を爲したるもの建物二百十一棟、工作物六件ありたり。

戒告後尙其の義務を履行せざる爲代執行を爲したるもの建物十八棟、工作物二件あり、其の主なる原因は、借地權に關し紛擾を生じ、自ら移轉すること困難なるもの三人建物四棟、占有者立退を肯ぜざる爲、自ら移轉し得ざるもの七人建物十棟、全く自己の怠慢に依るもの五人建物四棟及工作物一件、補償金に不服を唱へ移轉せざるもの一人工作物一件なり。

行政執行法に依り處分したるものを表示すれば左の如し。

第二十地區 乙 建物其の他の工作物移轉

第二十地區 乙 建物其の他の工作物移轉

區	分	件	數	建物棟數	工作物件數
戒告書を發したるもの 戒告後自ら移轉したるもの 代執行を爲したるもの			一七 一五 一六	三二 一五 一八	四 六 二

四二二

第三節 臨時收容家屋

移轉工事開始に伴ひ臨時收容家屋の必要に迫られたるを以て、大正十五年十一月山下町十三番に移動式住宅十棟、物置四棟を設置し、同月より希望者に使用せしめ、爾來移轉工事の進捗に伴ひ使用希望者増加したるを以て、順次増設を爲し、工事終了の直前迄其の用に供したり、之が棟數及收容世帯數等を示せば左の如し。

設置場所		棟數	設置	撤去	期	收	間	住	宅	物	容
住宅	物置		年月	年月				世帯數	一棟當人員	一棟當人員	世帯數
								世帯數	一棟當人員	一棟當人員	世帯數

設置場所	棟数		設置		撤去		住宅期間	住宅		宅物		容	
	住宅	物置	年月	年月	住宅	物置		数	人員	数	人員		
京橋區山下町十三番	〇	四	大正二五、二	昭和四、四	自大正一五、二 至昭和四、四	同	上	100	10.00	四三	四二.三〇	四〇	10.00
同 山下町十五番	二	一	昭和三、〇	四、一	自昭和四、一 至昭和四、一	一	一	〇.五〇	二	五.五〇	一	一	一
同 加賀町十一番	〇	三	三、〇	四、四	自昭和四、三 至昭和四、三	同	上	〇.九〇	一四	一.四〇	四	一.三三	一.三三
同 數寄屋町一番	六	五	三、〇	四、四	自昭和四、三 至昭和四、三	同	上	一.三三	二四	四.〇〇	七	一.四〇	一.四〇
同 西紺屋町二 十四番	一	四	三、〇	四、四	自昭和四、三 至昭和四、三	同	上	一.三三	一	一.三三	五	一.二五	一.二五
計	二六	一六	一	一	一	一	一	二八	四.三二	四七三	二六.八五	五六	三.五〇

第四節 宅地造成

本地區は地勢平坦にして、且宅地造成を要すべき特殊事情なかりし爲、工事件數僅に九件十一箇所に過ぎず、而して工事は總て簡易なる小工事にして、盛土工二件四箇所、土留工四件四箇所(内間知石積工三件三箇所此の面坪十二坪七〇、コンクリート工一件一箇所此の面坪〇坪六七切土工三件三箇所なり。工事著手は昭和三年三月丸屋町三番の盛土工にして、それより建物移轉の進捗に伴ひ順次各種工事を

第二十地區 乙 建物其の他の工作物移轉

第二十地區 乙 建物其の他の工作物移轉

四一四

施行し、同四年五月豊玉河岸の土留石垣工事を最後とし九件、十一個所の工事を全部完了したり、之に因る宅地造成完了總面積は千四百五十四坪二合五勺なり、今其の工事状況を見るに左の如し。

工事種別	工事件數	工事箇所數	量	金額
土留工	四	四	一三・三七 ^{面坪}	八七五・〇〇 ^円
盛土工	二	四	四・一五 ^{立坪}	二〇九・〇〇
切土工	三	三	三・九二 ^{立坪}	三〇五・九〇
計	九	二	一	一、三八九・九〇

備考 工事は全部請負工事なり。

丙 地下埋設物其他工作物整理

丙 地下埋設物其他工作物整理

第一章 概 説

本地區は他の地區に比し廢道最も少かりし爲工事數量も從て少く且つ特記すべき工事なし、而して本地區の工事數量は本枝管線處理電柱四百五十二本、管線路七千六百二十三間一、其の他十箇所一地區集計電柱七十八本、管線路六千五百五間八、應急整理一工事電柱六本、管線路六十五間、其の他九箇所、假本整理電柱三百六十八本、管線路千五十二間三、其の他一箇所及私有管線處理五千三百七十八件にして、内道路占用の許可又は承認を爲したる要求工事千六十四件、内道路後修を要したるもの六百二十八件なり、之を事業別に見るに、水道工作物管線路七百二十三間八、其の他千八百八十三件及六箇所整理費四萬千十四圓五十一錢、市電工作物電柱六十二本、管線路二千三百七十九間五、其の他千八百費二萬六千三百四十七圓四十一錢、東電工作物電柱三百九十本、管線路五百六十九間三、其の他千四百一十一件及三箇所整理費六萬二千四百八十一圓九十四錢、瓦斯工作物管線路三千九百五十間五、其の他千五百七十二件及一箇所整理費四萬六千六百六十三圓一錢、電話十一件整理費千二百七十圓四十五錢なり、而して本地區に於ける整理費は十七萬七千七百七十七圓三十二錢にして、内私有管線の十萬二千九百九圓八十三錢を最高とし、一地區集計の四萬六千四百四十九圓六十六錢之に次ぎ、其の他は假本整理、道路後修、應急整理一工事の順序なり、是等の工事並支拂狀況を示せば左の如し。

第二十地區 丙 地下埋設物其他工作物整理

種別	大正十五年		昭和二年		昭和三年		昭和四年		昭和五年		計	
	數量	金額	數量	金額	數量	金額	數量	金額	數量	金額		
一地區集計			電柱 四七本	四八三・三四	電柱 一九本	一、七〇三・六四	電柱 二二本	四〇五・〇三			電柱 七八本	六、九四一・〇一
管線路			管線路 二、七八・三	二〇、五四・七六	管線路 一、九五・九	九、〇五四・八九	管線路 一、八四・七	九、六〇四・九八			管線路 六、五〇五・八	三九、二〇八・六五
電柱				三五、三六・二三		一〇、七六・五五		一〇、〇一〇・〇一				四、一四九・六
應急工事												
管線路												
電柱												
其他												
假本												
管線路												
其他												
私有管線	六件	一、二三六・三四	七件	三、六八八・七四	四件	六、四四八・六八	七件	六、六四四・九三	二件	一、四一・三四	五、三七八件	一〇三、一〇九・八三
道路後修												
合計		一、二三六・三四		五、八五五・〇〇		七、六六二・〇九		四〇、二八一・二六		一、三三・八三		一七、一七・三三
進捗歩合%												100

備考 一 數量欄中には附帶工事數量は掲げざるも金額は合算せり。
 二 事業者別合計欄數量には道路後修の數量を含まず。

年度別工事進捗状況